

平成 1 9 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成19年 6 月19日
- ・ 開 会 平成19年 6 月19日
- ・ 閉 会 平成19年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町長	長	福祉課長
副町長	長	農政課長
総合支所長	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課長	長	住民生活課長
企画課長	長	保健福祉課長
財政課長	長	東藻琴国民健康保険診療所長
財政課参事		東藻琴事務局長
住民課長	長	産業振興課長
		建設水道課長
		総務係長
教育長	長	生涯学習課長
女満別教育センター所長	長	監査委員事務局局長
女満別地区農業委員会会長		東藻琴地区農業委員会会長
女満別地区農業委員会事務局局長		東藻琴地区農業委員会事務局局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、5番、森田暢明議員及び6番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月11日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が6人、町長から提出されております案件が6件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は6月19日開会して、6月21日までの3日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月21日までの3日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月21日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 これから諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長から繰越明許費繰越計算書の報告があります。事前にその写しを配付したとおりであります。

6月12日札幌市において北海道町村議会議長会第58回定期総会が開かれ、後藤議長が出席し、定期総会において議員各位のお手元に配付したとおり決議されました。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

第2回大空町議会定例会の冒頭に当たりまして行政報告を申し上げます。先の第1回の定例町議会から以降の分でございます。

既にお手元に資料が行っているかと思いますが、朗読をもって説明にかえさせていただきますと思います。

3月26日知床・オホーツク観光立圏行動計画推進協議会が網走市で開催をされております。平成18年度の観光客の減少傾向の報告がございました。また、地域の食材を活用した創作料理の検討、さらには体験型観光への取り組み、外国語表記の看板等の必要性ということについて、確認をいたしました。

3月27日網走支庁管内町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされました。管内町村会のあり方を検討いたしました。他団体の事務局を町村会が預かっているということについての今後の取り扱い、また合併した町村の負担金のあり方、そういった

方向性などについて論議をいたしました。

3月29日水田農業推進協議会、4月から新しい対策に変わりますことから、協議会の名称、また委員数の変更等を行っております。4月以降につきましては、事務局の体制は変更がないものの、転作等について農協の役割というものが非常に大きくなっているということで、農協のかかわりを強化していくことを確認いたしました。

同じ3月29日大空町総合計画策定審議会、町内において開催をしております。基本構想、基本計画を審議会に諮問をいたしました。また、アンケート調査の結果等を報告させていただいております。

4月14日大空町東藻琴国民健康保険診療所の開所式でございます。65名の方々の出席をいただき挙行をいたしましたところであります。この後町民開放ということで町民の方々に施設の紹介をしたところでございます。

4月16日北海道農地・水・環境保全向上対策協議会設立総会が札幌で行われ、私が出席をいたしました。全道では83市町村、管内では8市町がこの協議会に参加をするという中で設立になったところでございます。

4月21日札幌大空町東藻琴会ふるさとの集いが開催をされました。昨年度は未開催ということでありました。本年度は52名の方の出席をいただいたところでございます。

4月25日女満別地域審議会、さらには東藻琴地域審議会が開催をされました。平成19年度の町の予算の計上状況について説明をいたしましたところであります。女満別の地域審議会の中からは、小学校の建設について、イベントの統合について、財政問題、移住対策に係ること、また姉妹提携等、さらには子育てガイドブック等に対する意見等が述べられております。東藻琴審議会におきましては、スポーツ少年団のあり方、姉妹都市の交流のあり方、移住対策に係るもの、企業誘致、介護保険の状況、保育園の今後の取り扱い方、放課後児童の対策に係る問題について意見が出されております。この顛末につきましては、ホームページ上で広く公開をさせていただきたいというふうに思っております。

5月15日網走支庁管内町村会臨時総会が開催をされました。役員の改選を行ったところでございます。私は総務文教厚生委員会に所属するとともに、行財政特別委員会の委員長という役割を仰せつかりました。

5月30日北海道町村会の定期総会が札幌で開催をされました。地方分権の推進、地域医療の確保、多様な農業が可能となる貿易ルールの確立と決議を採択したところでございます。

6月4日網走支庁管内総合開発期成会の総務文教専門委員会が網走市で開催をされました。私は総務文教厚生委員会に所属をしながら、今期副委員長という役割を仰せつかりました。7月に中央要望をするためのその案件についてとりまとめを行ったところであります。

6月6日第28回札幌地区女満別会の総会が開催をされました。ことしは40名の出席ということでございました。ことしの春副会長でありました土井耕作さんがお亡くなりになり、新しく細川正一さんが副会長に就任するという内容が報告をされております。

以上、説明にかえさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 選挙第1号

◇議 長 日程第5、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において候補者が定数8人を上回る9人となり、選挙が行われることとなったものです。

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

◇議 長 ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に植田泰弘議員及び森田暢明議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◇事務局長 それでは投票の順序を読み上げます。1番、近藤哲雄議員、2番、松田信行議員、3番、斎藤宏司議員、4番、植田泰弘議員、5番、森田暢明議員、6番、松岡克美議員、7番、坂本一光議員、8番、元木良一議員、9番、深川昇議員、10番、平田一行議員、11番、勝田鉄城議員、12番、小島一弘議員、13番、豊島義秋議員、14番、田中勝吉議員、15番、樫原達也議員、16番、森進議員、17番、厚海六郎議員、そして18番、後藤幸太郎議員。

(投票)

◇議 長 投票漏れはありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
植田泰弘議員及び森田暢明議員、開票の立ち会いをお願いします。
(開 票)

◇議 長 開票の結果を報告します。
投票総数 18 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 17 票、無効投票 1 票です。
有効投票のうち、北原文雄釧路町議員 16 票、中橋友子幕別町議員 1 票です。
以上のとおりです。
議場の出入り口を開きます。
(議場開鎖)

◇議 長 この開票結果を当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

◎日程第 6 一般質問

◇議 長 日程第 6、一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。
7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。第 2 回定例会に当たって一般質問をさせていただきます。

その前に、通告事項ではありませんが、今毎日のように報道されております年金問題についてふれさせていただきたいと思いますが、今日町では直接年金に関する事務は行っておりませんが、一番大きな問題は社会保険庁の職員の制度を運営する立場での意識にあるのではないかと考えるところです。社会保険庁のための年金制度ではなくて、国民一人一人のための制度であると思います。大きな認識のずれがあったのではないのでしょうか。これは決して他人事ではなく、役場におきましても住民のための行政、職員であり、役場があるから住民がいるわけではないということを、ごく当たり前のことですが今一度再認識をしていただき、本来の原理、原則に基づいた行政、住民の役割分担を明確にし、職責を全うしていただきたいと考えるところです。私も議会の一員として今一度役割を再認識しながら、住民の負託にこたえるべく活動をしてまいりたいと気持ちを新たにします。

通告に従い質問をさせていただきます。

1 点目、トマップ川両岸の整備についてお伺いいたします。一つとして、トマップ川公園の維持、整備について、今後の進め方をお伺いいたします。都市計画導入に伴い街路整備、汚水処理排水施設、公園整備となされてきました。巨額の予算をかけてきた経過から、費用対効果という観点からこれからどのように取り進めていかれるの

か考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目、公園内に看板があり、トイレまで340メートルと表示されております。住民の方からの指摘されたことでもあります。トイレの性質上、公園内の施設として適当とお考えなのか、これから設置整備を考えることになるのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

三つ目、現在2カ所の花の植栽がされております。ヒマワリとコスモスですが、住民のボランティアによって整地させたようでございます。今後花卉の植栽についてどのように取り進めていくお考えなのかお伺いいたします。

四つ目、トマップ川対岸についてはどのように考えておられるのか、今後の扱いについてお尋ねをしたいと思います。

五つ目、河川用地内の雑木が目立っておりますが、除去についてどのようにするのか、あれはたしか開発局の管理だったと思いますが、そういった役所との連携を取りながら除去に当たられると思いますが、この部分についても具体的にお伺いしたいと思います。

六つ目、当町においてはシバザクラ、ミズバショウと町の花として指定したところですが、国道沿いということもあり町民の憩いの場、また国道通行中の人たちの癒しの場ともなり得る花の名所となり得る整備を考えてはどうか、そのこともあわせてお伺いしたいと思います。

大項目の二つ目、農地政策についてお尋ねしたいと思います。農業委員会の会長さんに2点にわたって答弁をお願いしたいと思います。

品目横断的所得安定対策が施行されました。前の議会、記憶は定かではないのですが、平成13年ごろだったと思います。当時の農業委員会の会長に質問させていただいた経過がありますが、その時点では農業経営に関する意向調査の結果、後継者問題等、いろいろな事情で離農する人と経営規模拡大等を考える人とのバランスの上で5年間は耕作放棄地、遊休農地と呼ばれるものは旧女満別町では発生する要因は見当たらないという答弁をいただいた経過があります。現在もないに等しい状況だろうと思いますが、本年より農業政策が大転換した経過から今後遊休農地、耕作放棄地と呼ばれるものの発生についての懸念はないのかどうか、どのようなことが予想されるかお伺いしておきたいと思います。

二つ目、農地政策のあり方について。本年2月全国農業会議所が全国の農業委員会系統に対し組織検討を呼びかけた経過から、北海道農業会議所も各地の農業委員会に検討を依頼してきたという経過が新聞に報道されております。大空町としてどのように検討されたのか、どのようにお考えなのかあわせてお伺いしたいと思います。

三つ目、これは町長にお伺いしたいところですが、3月定例会において町長は対オーストラリアとの自由貿易協定にて、関税の撤廃なり重要品目の関税に関しての例外扱いがなくなった場合など本町の農業への影響は多大なものになると認識を示されました。その後、経済財政諮問会議のグローバル化改革専門調査会、EPAワーキンググループの報告の中で他国との経済連携協定、自由貿易協定を加速させるための農業改革として農地売買の自由化ですとか、定期借地権の導入、農業委員会の標準小作料の制度廃止などますます農業経営に不安感を増すような具体策が報告されております。

こういった状況の中、この際農業生産者、行政機関、研究機関によって情報収集、また調査研究のための組織が必要なのではないか考えるところですが、いかがでしょうか。

以上申し上げ、質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

今回の年金をめぐる問題については、行政機関が行った事務の取り扱いということで、決して他人事ではなくいろんなこれからの仕組み、その運営というところにもかかわってくる問題であろうと、そのように思っております。そういった意味からもう一度自分たちのやっている仕事を見直していくということの必要性を職員ともども確認し合ってまいりたいと、そのように思っております。

ご質問のありましたトマップ川公園の両岸の整備につきまして、まずご答弁を申し上げますと思います。トマップ川公園、女満別地区の都市公園として位置づけておりますけれども、現在女満別地区には都市公園として運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園の4公園がございます。さらに、そのほかの農村公園といたしまして朝日ヶ丘公園、メルヘン公園がございます。現在の維持管理状況でありますけれども、農村公園につきましては指定管理者制度を導入して委託をしております。そのほかの都市公園につきましては、ふれあい公園のパークゴルフ場の部分を委託している以外は直営にて管理をしている状況にあります。しかしながら、今後の管理の方向性でありますけれども、これにつきましては、民間の方々に委託をする方向で検討を加えていきたいと、そのように考えてございます。費用対効果というお話がありましたけれども、私は都市公園等につきましては基本的に町民の方々のための憩いの広場的な潤いを感じていただけるようなそういう公園というふうに位置づけておりますので、それらを目的としながら適切な管理をしてまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

トイレの整備の関係でございますけれども、現在は公園の中にトイレというものがない状況でございます。公園は花畑とさらには遊具施設がございますけれども、多くの時間を公園で過ごされる方々というのは、公園の北側に設置されている遊具ゾーンで遊ばれる方々ではないかというふうに考えてございます。現在、その場所からトイレまでの距離ということではありますと、表示220メートルということで少し遠い感はいたしますけれども、現在そういう形で利用をいただいている状況にあります。今後につきましては、利用される方々の状況を把握した上で検討してまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

花卉の植栽についてであります。当初トマップ川公園につきましては、多様な町民のかかわりを持った中で管理していくことがいいのではないかとということで、そういうことを検討するワークグループみたいなものを立ち上げようということで募集をいたしましたけれども、人員が集まらなかったという経過がありまして、そういう形態にはなっていない状況にあります。また、現在のご利用している状況を見ますと、写

真等を撮影されている方も見受けられます。また、町民の方々がそこで遊ばれるというように町民の方々の公園としての機能もあります。美観の保守というものがいるものが必要であろうと、そんなふうに考えております。一方で現在植栽をしております花畑につきましては、約7,000平米という面積になってございます。そこにほかの路樹花壇と同じように苗を植栽していくということには、作業的にも経費的にも大変多大なものがあるというようなことから、現状では機械作業ができる播種作業ができるようなものといことでヒマワリもしくはコスモスを植えている、そういう状況にございます。先ほど今後の維持管理については、民間の方々に委託する方向でというふうな考え方を持っておりますけれども、しかし町民の方々の公園として町民の方々にかかわっていただけるような、町民の方々が育てていただけるような、そんな公園づくりをあわせて目指していきたいというふうな考え方を持っておりますので、そういう観点からこの植栽事業等についてもかかわりを持てるようなそんな取り組みを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

対岸の関係でありますけれども、トマップ川公園は左岸、右岸側両方を整備することでスタートいたしましたけれども、右岸側については供用を開始してございます。しかし、左岸側につきましては一部地権者の方々のご理解を得られないまま今日に至っているというようなことであります。今年度については、土砂流出防止を兼ねた緑化整備といいましょうか、そういうようなものを実施をしていこうというふうに考えてございます。今後におきましては、整備予定の町有地と、さらには国道との間に旧国道用地、国が所有する旧国道用地と民有地がございまして。そういった地権者の方々とご相談をさせていただきながら、植樹等による緑化という方向でもって時間をかけながら整備をしていくということを検討してございます。

続きまして、雑木の除去についてでございます。トマップ川公園の両岸でありますけれども、国道から上流部分につきましては町の管理、下流部分につきましては北海道の管理河川というようになってございます。伐採ということでもありますけれども、現在、先ほど言いました左岸側が整備をされていないというようなことから、その目隠しとしての樹木というような考え方も一つはあります。また、自然環境を重視していくというようなことから、ただ単にすべてを伐採すればいいというものでもない。また、樹木があることによってある程度危険防止にもなるという側面もあります。しかし一方ではですね、河川として水が増水したときに適切に流水が確保できるかという問題もあります。そういう両面の課題がありますことから、そういったところを十分勘案しながら、町としてまた北海道にその伐採等についてですね、要望していきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後、花の名所づくりと、花における整備ということでもあります。私はこの公園につきましては、先ほど言いましたように、町民の方々に育てていただけるような公園づくりということを目指して置いてございます。そういった中ではですね、一度に町が工事を施工してどんどんと植栽をするということではなしに、長い年月がかかりますけれども、町民の方々に少しずつそういう名所となり得るような、そんな花の植栽、もしくは植樹というようなものを行っていければ町民の方々のかかわりも増え、

またそういうことが町民の方々の憩いの場となっていくのではないかと、そんなふうに当初から考えてございます。そんなことから、平成17年の10月には女満別中学校の3年生の生徒さんたちが桜の幼木を植樹してくださいました。最近見ますと一周り幹が太くなったかなというようなことで、少しずつ葉の生い茂りも増えてまいりました。そういうようなことを続けながら花の名所になって町民の方の憩いの場となるような、そんな公園づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

農政改革につきましては、一たん農業委員会の会長によりましてご答弁をいただいた後、引き続きまた私の方からご答弁を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

一たんトマップ川公園の整備についてのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 女満別地区農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 坂本議員さんの一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、2点ありますけれども、第1点の品目横断的経営安定対策、これの施行後にうちの町として遊休農地はこれから懸念はないかということであります。最近、農業経営者の世代交代が進んでおりますけれども、後継者のいない高齢農業者世帯の離農者は今後増加するものと思われるところであります。また、ことしから一部不透明ではありますが、実施される品目横断的経営安定対策に伴い、小規模な農業者の離農が予想され、今後さらに農業構造改革の進展に伴って農地処分の増加が見込まれ、優良農地の遊休化や耕作放棄地の増加が懸念されるところであります。品目横断的経営安定対策の支援水準は、担い手の経営安定にとって十分な所得の確保ができないことが予想されるために、農地価格の下落やら農地のあっせん困難化等の事態により、遊休農地の発生が懸念されるところであります。

農業委員会としては、少なくとも従来の品目別対策、作物的対策と言ってもよろしいかと思いますが、その収入額の確保、条件のよい農地と悪い農地を一括して利用集積を行う手法の確立、それから賃貸借の設定期間の標準小作料の算定方式などを検討し、農業経営の持続的、安定性の観点から終期完了、すなわち簡素化でありますけれども、そういった手続きについて等、道の農業会議を通して国に要望しているところあります。農業委員会としては、担い手の農地の利用集積流動化に支障の来すことのないよう、農業者に対して今後近いうちに意向調査を実施して遊休農地等の発生を防いでいく考えであります。

以上、1点について答弁を申し上げました。

次、第2点でありますけれども、品目横断的経営安定対策後の全国農業会議所による農地政策のあり方について、本町としてはどう考えているのかということあります。これらの農業政策のあり方については、経済財政諮問会議のグローバル化改革専門調査会、農林水産省の農地政策に関する有識者会議、それから自由民主党の農地政策検討スタディチーム等の組織で調査、検討をされているところであります。農業委員会系統組織である全国農業会議所は、経済財政諮問会議グローバル化改革検討調査

会で報告された農地政策のあり方について、内部組織である農地制度、政策等有識者検討会を設置し、報告に対する見解を示しているところでもあります。それに並行して農業委員会系統組織の考え方を集約すべく、ことし春先に各都道府県に設置されている農業会議を通じ農業委員会系統組織の意見を聞き、7項目にわたって取りまとめて、過日5月31日の全国農業委員会会長会議で議決をしているところでもあります。北海道の農業会議では、道内農業委員会系統組織を通じて意見を聞き、全国農業会議所に対して6項目にわたって集約したものを意見の提案を行っているところでもあります。農地政策についてはいろいろな機関で考えられているところでもありますけれども、示しておりますけれども、大きく影響を及ぼすと思われる経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会、農林水産省の農地政策に関する有識者会議、全国農業会議所は農地政策に関して必ずしも一致しているわけではありません。農林水産省の農地政策に関する有識者会議では、面的集積に関する項目しか示されておりませんが、考え方は経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会と近いものと思われるところがあります。

農業委員会としては、農業委員会系統組織を通じ意見の集約を行った全国農業会議所の考え方を尊重するところでもありますけれども、対応についてはなかなか難しいところでもありますけれども、網走管内農業委員会連合会と連携をとりながら検討、対応する考えであります。

それから、最後に話のありました意向調査の件でありますけれども、うちについては理由にはなりませんけれども、3月下旬ごろの道の農業会議を通じてきているわけでもありますけれども、うちについては管内連合会の考え方について追従するという形で報告をしているところでもあります。

以上、1回目の答弁にさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 それでは2点目の農業に関係することについてご答弁を申し上げたいと思います。

本年の4月から品目横断的経営安定対策が本格実施をされてまいりました。それに伴いまして農地政策の改革に向けた各種方面での検討が本格化してきているという状況にあります。しかし、各界における農地政策の見直しについては必ずしも方向性は一定になっているという状況ではないと、そんなふうに聞いてございます。ただいま女満別地区農業委員会会長からお話がありましたように、政府の中には経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会というものを設置しておりますし、農林水産省の中には農地政策に関する有識者会議、さらに自由民主党与党の中には農地政策検討スタディチーム、また全国農業会議では農地制度政策等有識者検討会というものが設置しております。この中でグローバル化改革専門調査会の報告では、農地行政に当たってだれでもが農地の所有権、賃借権を取得できるようにすべきとの立場から、農地を一般の土地と同様に取り扱うことができるのではないかというような方向性の考え方が出てきておりますけれども、全国農業会議等については、これについては反対であるとい

うような考え方も示されているわけであります。

このように非常に農業情勢が錯綜する中で、実際に農業者の方々はどの情報をしっかりと受けとめて今後の自分の経営に役立てていったらいいのかということで、非常に戸惑いも多いことというふうに思っております。私は日本の農業というのは、北海道の農業が支えているというふうに思っておりますけれども、しかしながらいろんな農業施策を見ますとやはりまだまだ府県が中心の農業施策ではないかというふうに思っております。そういった中で、北海道における農業者のさまざまな対応というものが現実としては後手後手に回っている傾向があるのではないかと、そんなふうに思っております。しかし、やはり先ほど言いましたように、北海道農業が日本の農業を支えているということであれば、北海道農業そのものが日本の農業をリードしていく、そういう立場に立っていくべきではないかと、そんなふうにも思います。今回WTO、またEPAの国際農業交渉の関係におきましても、各農業機関はもとより行政機関、さらにはそのほかの経済界も含めてオール北海道で対処をしていこうというようなことが言われております。確かに農業者の方々に中央のそういう政策におけるものを伝達する機関も必要かと思っておりますけれども、さらに一步踏み込んで国に対して北海道の農業からみた考え方を提案していくような情報をキャッチして、さらに農業者の方々に伝えていくような、そういう統一的な組織があっていいのではないかと、そんなふうに思っております。今回北海道においては地域づくり推進会議ということで、知事公約の地域の町村長と知事を含めた道幹部との意見交換会というものが定例的に持たれていくということが言われておりまして、道内既に3カ所実施をされております。また、網走管内においても近々そういう機会が日程が決まるというようなことも言われておりますので、そういった中で北海道農業として国に提案をしていけるようなそんな形づくりができないかどうかと、そういうものをしていこうというようなことで今後も発言をして呼びかけていきたいと、そんなふうに思いますので、と理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を続けます。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 お答えをいただいたところです。

まず、1番目のトマップ川公園の維持、整備については将来的には民間委託を考慮するというような答弁をいただいたかと思えます。これに関しまして、今先ほどの農政改革の中でもちょっと言葉的には出てきましたけれども、品目横断的経営安定対策と

並んで農地・水・環境保全向上対策というのが農水省で打ち出してきております。これについては、生態系の保全ですとか、景観の保全について、資源の適切な管理のためのものも项目的には含まれております。たまたまあの地域は、農地もありますでしょうし、いろんなその地目的には該当する地目もあるのではなかろうかとは思いますが、今後の取り組みの中でそういった制度の利用というのも考えていってはいかがかと、そのように考えるところでもあります。それについては、政策については農業者ばかりではなく、その地域の方々が協議会をつくってその地域の行動計画の中に組み込めばそういった制度の利用も可能というような内容でもありますので、その地域の方に応援をいただく、民間の方にやっていただく、いろんなことの検討の中で制度の利用というものもひとつ考えてみてはいかがかなと、そのように考えるところですので、その辺のことについてはどうのお考えか考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公園については費用対効果という言葉は当てはまらないというような感じの答弁をいただいたところなのですが、やはりその利用をふやす工夫というのはお金をかけた以上多くの人に使っていただくことが効果ということになるかと思しますので、次のトイレの関係にも出てくるのですが、やっぱり利用者が多ければある程度近い距離にそういったものも必要になってくるのではないかと、そのように思います。トイレについては遊具ゾーンにはもっと近い位置にはあるようなところなのですが、総体的に利用しやすい環境を配慮していく必要があるのではないかとこの観点から考え方を聞かせたいと思います。

それから、花の今現在ヒマワリとコスモスが植えられている部分なのですが、先ほども言いましたように、町民の方々が手をかけながら整備をしていく、木を植えながら親しみを持ってもらうというような答弁をいただいたところなのですが、そのためにも集まりやすい環境整備、仕掛け、これはある意味行政が最初は取っかかりは行政が持つべきなのかなと、そういうふうに思いますし、自然と集まってくる状況にはまだ今のところないと思いますので、そういう施設があるというところの利用頻度を増す工夫はちょっとしていただけないものであろうかと、そのように思いますし、またちょっと場所は違いますが、湖畔清掃なんかでしたら多くの町民が参加してもらえます。あれはいろんなことで長年やってきているところで時期も決まっておりますし、ある程度予定を立ててその時期になれば参加協力していただいているという経過もありますので、そういったところの部分とうまく融合しながら結びつけていく方法もあわせて考えていっていただく必要があるのではないかと、そのように思うところがあります。

それから、花にもふれました昨年10月に女満別中学校の生徒さんが桜の木を植えていただいたというようなところもあります。そういった部分で、これは3月に同僚議員が提案として申し上げた内容なのですが、稲城市の児童交流の中での一環でああいった場所を利用するのはいかがかなと。いろいろ種類によって地域にあった花ですとか木だとかというのがいろいろあるようなのですが、そういったものも検討しながらつくっていただく、そのようなお考えについての答弁をまた改めてお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず1点目の委託管理をしていく中で、国の農地・水・環境保全向上対策なども使ってはどうかというようなご提言でございました。現在トマップ川公園については、都市計画公園という位置づけにして都市計画の区域の中に入れた中で整備を進めております。一方、農地・水・環境保全向上対策は農林水産省が所管の事業ということで、農業振興地域に限っているのではないのかなと、そんな感じもいたします。正直申し上げまして、今お話を伺ってああそういう活用の仕方もひょっとしたらあるのかなというふうな感じをいたしましたけれども、先ほど言った都市計画区域と農業振興地域の区域割りの中でうまく活用ができるのかどうなのかということについて調査をしてみたいというふうに思います。実態といたしましては、トマップ川公園の造成については国からの国費の補助等、また起債等ありましたけれども、管理運営、さらには今後小規模な補修、さらには整備等を進めていく上においては具体的なその補助金等についてはなかなか難しい現況にございます。なるだけそういうような財源が確保できる道があるのであれば活用してみたいというふうに思いますので、その点については調査をさせていただいて活用できるものであればそういう形のものも取り入れながら進めていきたいというふうに思います。

また、トイレの関係でありますけれども、過去に女満別町時代に担当者からはトイレの建設について予算の要求が上がってきたこともございました。しかしながら、当時その公園がどのような形でお使いいただけるかと、十分その辺りの内容がまだまだ不確かな部分があるというようなことから、私が査定でその部分を落とした経過もございます。先ほど言いましたように、まず行政の方からそういう仕掛けをしないとなかなか集まってくるものも来ないぞというような部分もありますけれども、もうしばらく利用の状況というものを見定めさせていただきながら、必要に応じて整備については考えていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、確かに女満別の湖畔の清掃などは長年いろいろな方のご努力によってこの時期になると湖畔清掃があるのだなということも多くの皆様にご協力をいただいて清掃活動が実施されております。そこからみますと、そこに連なるトマップ川公園ではつながるトマップ川公園ではありますけれども、まだまだそういうような形態にはなっていないというところが正直なところだと思います。過去に女満別小学校に児童さん方が、あそこのところの川に入って川の生物の調査をしたり、また中学校の生徒さんたちがごみ拾いに携わったりというようなことをしてくれた経過もございますけれども、まだまだ定期的な全町的な形ということにはなっていない状況にございます。そういうところも含めて、町民の方々にかかわっていただきながら育ていただく公園としていかなければならないというようなことだろうというふうに思いますので、そういった管理のあり方についても十分行政の当初のかかわり方というものについて検討させていただきたいというふうに思います。

4点目でありますけれども、姉妹都市、また友好町の交流の中でそういうような場所を植栽の場所に位置づけることについてどうかというご質問でございました。先ほ

ど言いましたようにトマップ川公園の右岸側についてはほぼ整備的に終了してきております。また左岸側についてはまだまだこれからという部分もございます。先ほど言いましたように緑地帯また緑化整備ということが本来の目的になってこようと思いますので、場所を定めながらですね、姉妹都市また友好町の交流の記念事業などとして、そういったところにですね、植樹をしていただくのも本来の目的に沿っていくものの一つではないかと、そんなふうに考えます。今後においてはですね、そういう活動を通じて町民の方さらには友好町、また姉妹都市の方々にもですね、使っていただけるようなそんな形に取り込んでいながらですね、整備を図ってまいりたいというふうに思いますので、今後ともご協力いただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ありがとうございます。お答えをいただいたところなのですが、先ほどの農水省の制度利用について、やはりその内容的に合致するものであれば、いろんな努力をしながら当てはめていただければ金銭的にも、また人の動力の提供という部分でもいろいろ説明のしやすいものが生まれてくるのではなかろうかと、地域の協力のあり方も変わってくる可能性もあります。是非その辺を検討していただきたい。そのように思います。

それから公園の利用について、以前建設中での話であったわけなのですが、先ほど答弁の中にありました小学生の生態系の調査、観察だとか、いろいろそういった使い方も考えているという当時の答弁もいただきましたし、まだその今の維持管理につきましても、本来は自治会を中心をお願いしたいというような答弁をいただいた中で、やはりそれもお任せするのであればなかなか協力が得られないであろう、職員さんが一番先に汗流すべきではないかというような話もさせていただきました。当時の助役の答弁だったと思いますけれども、是非先頭に立って汗を流したいと思いますという答弁をいただいた経過もあります。そういったことで折角できた公園ですから、いろいろな意味で活用につながる方策を取っていただければよろしいかと思います。またその左岸側の整備についてもいろんな事情があることはわかります。やはり見栄えも正直に言ってよくない状況にありますので、その辺も早急な手当てが必要なのではないかというふうに思いますし、また敷地内の雑木の除去につきましても、北海道、管理する側に働きかけをするなり、それなりの要請を早期にしていくべきではなかろうか。そんなふうに思います。本当に見苦しいという話がよく聞かれるのはあの場所でございます。国道ということもありまして交通量も多いですし、特に地元の人なんかは一番気になる場所ということでもありますので、今後の取り組みについて十分配慮をしていただきたい。このように思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 整備といいましょうか管理をしていくその財源確保というものについては、

先ほど言いました農地・水・環境保全向上対策もありますし、そのほかにですね、地域活動というようなことで例えば、財源措置されるようなものがないかどうか、そういうことも調査をしていきたいというふうに思います。そういった中でなるべくそういう財源を確保しながらですね、さらに町民の方々に協力をいただきながら管理また育てていただけるような形態を考えていきたいというふうに思います。また自治会等については、先ほど私が言いましたようになかなかただ単にお願いをするということだけでは、なかなか住民の方々のご理解が得られないと。現在一部団体の方々ですとか、さらには町職員が中心となって播種作業、管理作業、さらにはそこにつながる女中通学線の花壇等の作業というようなものについて取り組まさせていただいております。多くの方々にここを使っていただくということが、その後の管理に対する理解というようなものですね、含めて得られるのではないかと思います。行政としてつくりました公園でありますので、多くの方々に憩いの場として使っていただけるようなそんな仕掛けを今後も考えていきたいと思います。また左岸側の整備につきましては、確かに見た感じ非常に対岸と比べてですね、見栄えがよろしくない、そのとおりかと思います。先ほど私、雑木の伐採について、河川際に生えている関係についてのみ自分でお答えをしたつもりでございました。そのほか道路側にもですね、国道側のところにもそういったものがあって、通行される方々も含めて見栄えがよろしくないというような部分もあるのではないのかというふうに思います。先ほど河川の周辺に生えております樹木についてはそのようなことでありますけれども、道路際の関係につきましてはただ今旧国道の用地ということで、開発建設部さらにはそれにつながる民有地もございます。そういった方々と協議をさせていただいておりますので、道路側から一体的にですね、公園のその緑地の方に整備ができるように関係者のご理解を得よう努力をして、その分については整理をさせていただくような方向で考えていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 次に農地政策についてに移りたいと思います。農業委員会の会長からいろいろと答弁をいただいたところです。女満別地区の会長さんだけの答弁で大変申し訳ないと思うのですが、制度がスタートしたばかり、私自身も農業に従事をしておりまして今回の品目横断的政策については、来年の秋ぐらいでないと正直はっきりした形が見えないのではないのかなというふうに予想しているところでもあります。一般的に言われているのは、所得の面で下がるのはシミュレーションの段階ですけれども1割程度の所得減になるのではないか、そのようなことが言われております。先ほどの会長の答弁にもありましたように、生産物なり生産されるものの値段によって農地の価格というものが下落につながると思うのです。それから現在、大空町内においても後継者問題、後継者が不在ということでいずれ離農しなければならないですとか、ほかの事情でもって離農しなければならないというところが、これは制度そのものと関係なくして、制度の運用関係なくしてそういった状況もあり得ますし、また先ほど言い

ましたように収入減の面から営農的に難しくなるというようなことも想定はされるところでもあります。そういった中で、やはりいろいろ細かい実態調査、意向調査というのはこれから必要になってこようかと思うのですが、我々にとってその情報というのが非常に限られております。今回の品目横断的所得対策につきましても、はっきりとしたことが決まらないまま今年の4月から実施ということになっています。昨年の2月ぐらいから初めて農政改革というような言葉が出まして、いろいろ勉強会をやっているながらもなかなか具体的なことがまだ決定をしていない、担当省の出先でもある農政事務所においてもまだ答弁できる状況にないというようなことの繰り返しをしながら4月から実施をされたという制度、いきさつもあるところなのです。そういったところで何かわからないうちに制度が変わっちゃった決まっちゃったというのが、非常に私ども農業に従事するものにとって手立てのしようがないというのが実感でありました。そういったところで3番目、町長の答弁としてはいただかなかったのですが、やはりその生産者とそれから行政に携わるもの、情報を得やすい立場にある人、それから農業に対する研究者グループ、要するに産・官・学といわれるような連携によってですね、早く情報を入手して分析しながら果たして大空町の農業については、どういう課題があるのかこれからどういうふうに進まなければならないのかという方策を出す一つの研究会といいましょうか勉強会といいましょうか、そういったものを行政主導で段取りをしてもらえないかというような話であります。そのEPA、FTAの関係でもし実施されて北海道農業が立ち行かなくなった場合、その場合どうするのだということを3月にも聞かせていただいた経過がありますが、そういった準備をするのであれば逆にマイナスの効果になるのではないかというような町長の答弁もいただいた経過もありますが、その前の段階でですね、あまり準備をしておくのですよ、要するに立ち行かなくならないような準備をしておくと逆に経済連携協定等の促進につながるのではないかというような答弁をいただいたような経過もあったというふうに私は記憶をしております。そういったところでいろんな部分での勉強会、研究会を持ちながら生産者も行政も北海道全体が困るというのが町長の答弁のとおりだと思うものですから、やはりそういったことの状況把握をすばやくできるようなものをつくり上げていくのはどうかというようなことでお尋ねしたつもりでございますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに最近の農政、これに限らないのですけれども十分内容が伝わってこないうちに実施に入るとようなものが福祉サイドでも見受けられます。正直、現場の私ども行政を預かっている立場のものたちもですね、非常に暗中模索の中、スタートしなければならないと、片方では説明責任を負わされるというような状況があると思っております。前回の答弁の中であまり準備を入念にしておくとそのことでまたマイナスになるというふうに受け取られているとすればですね、訂正をさせていただきたい。いろんなことを考えながらですね、準備をしていくことということは当然必要なことではないかと。ただ準備をするための情報がないと、今時点ではそんなような

ことだろうと、ですから生産者、行政、研究者など産・官・学の方々と研究会などをつくりながらそういうものに対処するような状況把握をしていく機関をつくってはどうかというようなご質問であったかというふうに思います。先ほど私が言いましたのは、ただ単に国が示そうとしているそのことについて勉強をしながら、それが出てきたときにはどうするかというような情報をキャッチをして地元伝えるということだけでは私は足りないというふうに思っているということなのです。というのはさらにそれよりも一歩進んで、本来農業というのはこういうような政策展開をするべきだということをですね、さらに地域として例えば先ほど言いました北海道レベルとしてですね、国に対してものを申して提案をしていくと。それによって国の政策が決まってきたときにはですね、自分たちが考えていたような政策に導いていけるようなそういうような提案をしなければならないのではないのかと。ただ単に国から出てくることを受け止めてそれを地元伝えてさあどうしようかというよりは、本来こうあるべきだということこの提案もしていけるようなそんな会議といいたししょうか研究会といいたししょうか、グループをつくりながらですね、一方では国に提案をしていく、さらにそれに基づいて政策が組まれてきたときにはそれらを基に地元でその情報をフィードバックさせるというような機関でなければならないのではないかと。そんなことでどういう地域規模がいいのかということもあるのですけれども、先ほど言ったようにとりあえずは小さな機関ではなかなか情報収集というのは難しいような気がしますので、まずは北海道段階にそういうようなものがつくってほしいというようなことをですね、機会を捉えて要望していきたいと、そんなふうに考えているということで、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ありがとうございます。是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

かつてオホーツク農業研究会という組織がありました。そもそもの立ち上がりは馬鈴しょのソウカ病対策についての研究が最初のきっかけだったというふうに聞いておりますが、それについては開発局も入っておりました。支庁も入っておりました。網走市内の消費者団体の代表の方も入っておりました。それから当時の女満別町役場の職員さんも入っていたかと思ひますし、農業者の代表の方も入っておりました。かなり幅広い、東京農大の先生も名を連ねておりました。そういった組織があったのですが、一つの役割が終えたのかどうか分かりませんが、今残念ながらそれが解散してしまった状況にあります。そういった中でその目的の一つとしたですね、同調者に声をかけながら、北海道でやっていただけるならそれは結構なのですけれども、やっぱり北海道でもオホーツク地域、それから十勝、空知、いろいろな状況の違いもあるかと思ひますし、オホーツクは北海道全体を代表できる部分でもないと思ひますので、少なくとも網走管内、できれば小さくても斜網農済の加盟する範囲内ぐらいの中ですね、何かの機会にそういったことも提言をいただきながら進めていってはいただけないでしょうかと。私ども生産者の立場からできること、現状の状況なんかいろいろ情報提供も必要な場合も出てくるでしょうし、また農政の国の方策という情報ももちろん必

要です。北海道全体の一つの流れというのも当然必要なものになってくるだろうと思います。そういったことで時間をかけていただきながら、今一度ご努力をお願いしたいと、そのように申し上げて質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 オホーツク農業研究会ということで、私が平成5年に女満別町の職員だった時代に、農政係に平成5年に発令を受けましたけれども、先輩の係長からこういう研究会に参加をしているという引継ぎがありまして私も何度かこの会に参加をさせていただきました。北海道の職員、それから国の職員、また農業者、消費者の方、東京農大の研究の方々と、大変いろいろな有意義なお話をさせていただいた経験もあります。そういった中でですね、国の施策というよりは地域の農業の方向性というようなことでいろいろなお話をさせていただいた経過もあります。そういうところも必要ではないか。確かに私も坂本議員さんのご意見に同調するところでもあります。先ほど全道段階でそういう国の施策に対するものを申す機関があってはいいいのではないかと私自身申し上げましたけれども、例えば今回の品目横断的経営安定対策等につきましても、北海道全体が一緒になるという一方での難しさというものも確かにあるということをお聞きしました。そういった意味ではですね、同じ北海道とは言いながら経営形態が地域によって異なるというようなことで、課題が少しずつ違っているというような現況もあります。こういった程度の規模が適切なのかということもありますけれども、地域の農業者の方々の向上する機会としてこういうようなことも必要ではないかと、改めて今思うところでもありますので、いろいろな機会を捉えながらそういう組織づくりができないかどうか発言をしていきたいというふうに思いますので、今後ともご支援をいただきたいと思います。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。

次に3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成19年第2回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

大項目、地域活性化対策についてお聞かせ願いたいですが、特に今回は2点に絞って伺います。

まず1点目です。美幌バイパスについてです。平成17年7月に開通した美幌バイパスによって、北見美幌方面、また逆に網走から本町や空港への交通アクセスに大きな変化をもたらしていると思うが、どのような現状の把握をしているのか。また、美幌バイパスによる交通アクセスの変化は、地域活性化にどのような効果をもたらすと考えているのか。さらに、具体的な施策は考えているのか。また、高規格道路として将来的には網走までの整備予定路線と位置づけられているが、今後の設備、整備計画について伺いたい。

2点目です。雇用の場の創出について。活性化という意味で若者や新卒者に対する

雇用対策と現状について、また、企業誘致並びに地域就労者の確保について現状と今後の取り組みについてお聞かせ願いたい。

以上1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、美幌バイパスの関係でございます。美幌バイパスは、一般国道39号の美幌バイパスといたしまして、国が北海道横断自動車道網走線の一区間として、事業に着手をした路線でございます。この区間につきましては、平成17年7月の3日に先に開通しておりました高野美幌間に続きまして、女満別空港のインターチェンジまで、あわせまして7.9キロメートルが供用開始したところでございます。このことに伴いまして、一般道路であります道道女満別空港線、国道39号線、道道嘉多山美幌線、また町道の本郷西2号線などの交通量に大きく影響が出ているといひましょいか、交通量が大きく変化をしたとそんなふうな認識を持っています。このことにつきまして、網走開発建設部から資料を入手いたしました。旧女満別町の時代にも、同じ数値をご紹介をした女満別町議会においても、同じような数値をご紹介した経過がありますけれども、平成17年の6月の15日、開通の前と同じく7月の21日、開通の後、国道39号線と道道女満別空港線の交わった交差点、国道の本通のところから空港に向かう交差点で調査をした台数であります。午前7時から午後7時までの12時間の交通量ということで把握をしてございます。開通前6月の15日には、国道39号を通る車が5,616台であったものが、開通後においては、4,276台に減少しております。一方で、道道空港線、女満別空港線の方は、開通前は2,932台であったものが、開通後においては4,421台というような数値になってございます。また、その他に同日あわせて道道嘉多山美幌線、国道39号線、美幌バイパスの交通量を調査した数値はございます。比率で申し上げますけれども、供用開始前には、美幌嘉多山線を通る車の比率が29%、国道39号が71%であったものが、供用開始後の7月21日には、嘉多山美幌線が21%で減少しております。また、国道においては37%というような状況でございます。また、美幌バイパスにおいては42%の分担率というような報告がされております。その他各所でまたいろんな時期に調査が行われておりますけれども、いずれもその美幌バイパスが開通したことによって、バイパスの交通量の増加、それ以外の一般道路の交通量の減少というような状況が見てとれます。今回、これらの関係でありますけれども、これらの将来予測といひましょいか、将来どうなっていくのかということでもありますけれども、現在、まだこれらの路線というのは全線が開通をしてございません。今後においても、現在は足寄まで来ているものが延伸をしてこちらにつながって来る。そのつながり具合、さらには網走方面へ伸びていくその整備状況というようなものが大きく影響してくると思ひます。現在は、この美幌バイパス区間は無料ということで通行されておりますけれども、将来、全線がつながってまいりますと、有料化というようなことも話されておりますので、そうなった場合のまた交通量というものも変化が生じるのではないかとそ

んなふうに考えているところでございます。実際には高規格幹線道路の整備ということで、町は期成会などを通じて要望を申し上げているところでもあります。そういった中からこの高規格幹線道路の効果というようなものを検証いたしますと、一つには、物流が効率的に高まる。さらには、空港や港湾の施設を結ぶというようなことから、そういったところの交通アクセスの向上ということにつながる。さらには、観光産業の振興ですとか、地域間交流の活性化、救急医療などへの貢献、そういう側面がございます。ある程度大きな地域としてみた場合については、これは非常に必要な整備だということで期成会を挙げて要望している状況でございます。一方、小さな単位で見ますと沿線で経済活動などをされている方にとっては、交通の変化によって大きく経営に影響が出るというような部分で非常に不安を持たれる。また、そういうように懸念される材料というところにつながることも事実であろう。こんなふうな認識を持っているところでございます。先ほど言いました開発期成会で要望しているわけがありますけれども、基本的には、道央自動車道の全線の整備というような形で要望をさせていただいておりますけれども、実際にはいろんな区間に分かれて整備のお願いをしている状況にあります。まず、優先順位として高いものとしては、北見道路、北見インターチェンジ、端野インターチェンジ、現在、事業中でありますけれどもこの整備、さらには足寄から北見までの事業着手間の整備、そして端野から美幌町高野までの整備というところを順位をつけながら要望している状況にあります。その次に来るのが、女満別空港から網走に向かったの整備、最近では知床が世界自然遺産に登録をされたということで、まだまだ正規な表現にはなっておりませんが、期成会の中では、さらに斜里までの必要性はどうなんだろうかというような議論も出てきている状況でございます。そういった中で要望はしてございますけれども、まだいつどのようなルートをもって、どのような整備手法をもって整備されるかというところまで具体的な内容がまだまだ示されない状況であります。先ほど言いました地域としての課題要望、さらには沿線としての課題要望ということを両方勘案しながら、要望整備については要望していきたいとこんなふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、若い方々の雇用の場の創出といいたしでしょうか、労働行政についてのご質問がございました。非常に労働行政というところで、私どもの予算の労働費の金額を見てもおわかりのとおり、なかなか行政として取り組むのに難しい分野であり、非常に一方で課題の多い分野というふうに考えております。過去、この女満別町の時代でありましたが民間の方々が新卒者を採用するときに、補助をしてはどうかという内部検討をした経過もありますけれども、なかなかその制度の熟度まで高められない。民間の方の単に給与補助になってしまわないのかというようなことで目の目を見なかったこともあります。一方で、町が直接臨時職員という中で、高卒者を研修生として採用するというようなことで、予算をつけながら2カ年間実施をした経過がございました。しかし、なかなか勤務が続かないというようなことで、この大空町になる前にその政策について、予算について計上しないこととなった経過もございます。また、最近企業の方々に募集の状況についてお聞きする機会がありましたけれども、なかなか町内において募集をしても所定の人数に達しないことがあるというようなお話も伺

いました。一方で、職場が不足しているという状況もありながら、さらには、一方では、職場が選ばれるというような状況もあるのではないかなというように、その難しさを痛感しているのが現状でございます。具体的な雇用というところでの取り組みには至っていないのが現状であります。また、それとは少し視点が違いますけれども、大空町には中小企業の振興資金の融資条例というものがございます。その中には、既存の事業者の方々だけではなくて、この資金を借りて新たに開業されようというような方々に対しても融資ができるような仕組みになってございます。設備資金が限度額1,000万円、運転資金が800万円という限度額を設けております。利息と保証料、それらのものについて現在では3分の2程度町が利子補給をする中でご利用いただいている制度でもございます。また、雇用の方々の数を増やしていくというようなことでいいますと、企業の誘致ということも必要なことではないかとそんなふうにも思います。町といたしましては、大空町の企業振興促進条例というものを整備して工場、宿泊施設、研修レクリエーション施設、試験研究施設、医療施設など、そういったものの新設、増設をされるときにその投資額が一定額以上になる場合については、3年から5年の間で固定資産税相当額を補助するというような制度を行っております。現在、この制度を活用して町内に誘致された企業、女満別町時代からの過去を含めますと6社になってございます。現在、補助金の対象企業は2社というような状況でございます。そういう中で、一方では企業誘致を進めながら地元の雇用の掘り出しというところに、ご貢献をいただいているところでございます。そういう中で、今後におきましては、先ほど業種が限られているという部分がありましたけれども、今、日本の経済の構造を考えますと、従来のように工場などの雇用者が大量に発生をする企業を誘致するというのは、なかなか難しい時代になってきているのではないかとこんなふうに感じてございます。企業は国内における集約、さらには海外移転ということを念頭に置きながら生産拠点を移しているというような部分もあります。こんなことから、私はそういった業種に限らずいろんな分野のこの地域に合った事業所がこの地域に来ていただけるような、こんな努力をしていかなければならないのではないかとそのように常々思っているところでもございます。そういう中で、多種多様な事業所の誘致というところに視点を置きながら情報提供をしていくということに努めてまいりたいと思いますので今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます、以上申し上げます1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 斎藤議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第6、一般質問を続けます。
暑い方は上着を脱いでください。

3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 再質問する前に、先ほど町長の答弁の中で、地域活性化に対して具体的な施策を考えているのかどうか、その答弁が抜けていたと思います。その具体的な答えをいただいてから再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 美幌バイパスの整備の関係での具体的な活性化策ということでもありますけれども、一つにはバイパスが通ることそのものが、ある意味で先ほど言った効果が現れるということで、それが地域の活性化につながる側面もあるのではないかというふうに思っています。一方で、不安材料についても申し上げたとおりでありました。そういったものを逆にどのように払拭をしていくかということにもつながるかというふうに思いますので、そういった視点からご答弁を申し上げたいと思います。現在、高速交通網の整備につきましては道路公団が経費をする部分、さらには国が直轄で行う部分、さまざまな整備手法が考えられて取られている状況にもあります。それらが道路特定財源の使い道というところにもかかわってきているわけであります。そういうところからすれば、いろいろな手法がございますけれども、先ほど言いましたように当初の計画の中では、空港、港湾を結ぶというのが基本的に高規格幹線道路等の考え方であります。このことから言いますと女満別空港から先のルートというものは、女満別空港まで現在きておりますので、この先は、網走、重要港湾である網走港に結ぶというのが基本的な考えかと思います。起点終点が決まっているというふうに考えますと、当然その間のルートというものもそう多くは選択の余地としてはないのではないかというふうに思いますけれども、先ほど言いました財源とも絡みながら、整備手法というものが現在多種多様になってきているのも現実かと思います。そういった中で既存の道路やさらには既存の施設なども活用した整備ということも地元とすれば念頭に置いていただきながら整備を進めていただくということも必要ではないか。期成会の要望といたしましては、こういう高速道路網の早期整備という一点で具体的などころまでは踏み込んだ内容にはなっておりませんが、地元とすれば、そういうことを念頭に置きながら今後の具体的な要望事項等の中でお話しをさせていただきたいとこんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。こういった中で、先ほど言った効果の部分とさらには、不安の払拭をした中で、地域が高速道路網によってその恩恵を享受できるような、こんな形になるように努力してまいりたいというふうに思いますのでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 再質問 3 点ほどさしていただきたいと思います。

1 点目ですけれど、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、空港を起点にして空港通、そして先ほど前議員がいろいろ質問ありましたけれども、トマップ川の公園、

さらには道の駅までこの区間、この区間でも地域活性化になっているのかなと思っております。こういう形でさらにどういう利用、有効利用といいますか、そういう利用、案内板というか、どのようなことを考えているのかどうかその辺についてお伺いしたい。

二つ目ですけれども、この美幌バイパスについては延長について計画があるということなのですが、自分としては北見までのアクセスに対しては早くしていただきたいと思っておりますけれども、網走までの延長につきましては、できましたらここで終わった方が地域活性化にはなるのかなと思っております。その辺でどうなのかお聞きしたいです。それと、どうしても開発に伴いまして自然の破壊、また景観の破壊、そのようなこともあります。多額のお金をかけてやる開発なのですが、その点について、開発に対してどのように要望していかれるのかお聞きしたい。

最後、三つ目ですけれども、雇用の問題です。昨年、縁がありまして私のところに大阪から実習生がまいりました。その子はことしも女満別に定住しております。その中で、女満別に対してすごくいいところですよということなのですが、実際、うちに2カ月間実習生でいたのですが、その後自分で定住したいから仕事を探しているのだということだったので、なかなか地元での仕事はなかったのです。その中で、北見美幌ではあるのだけれども、それでは大空町にいる意味がないよ、という話はされたのです。たまたま縁があつて今は大空町で働いておりますけれども、そういう形でできればそういう情報提供というか、そういうことも考えていただきたい。もう一つは、自分で商売する意味で先ほど中小企業に対して資金援助はします、ということなのですが、どうしてもよそから来た人は窓口、どこに行っているかわからないですね。その辺のそういう提供も考えていただきたいと思っております。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、空港通からトマップ川公園、道の駅ルートということで、そういうものの位置関係というものが、まだまだ不案内な部分があると、案内看板等の整備ということで言われました。確かに道の駅等については、開発が国が設置してくれた看板もありますけれども、それだけではなかなか十分案内標識になっていない。ましてや空港線から向かっていたときにこの先に道の駅があるというような看板については、現在ないのではないかと私はそんなふうに思っています。そういうことからすれば、昨年から立ち寄り客数が倍になった現在の大空町の道の駅の活用ということも視野に入れば、そういうようなことの必要性を認識いたしますので、今後そういった取り扱いというものについても前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

また、北見までの延長と網走までの関係でありますけれども、先ほど整備手法、整備の中で、北海道横断自動車道網走線という中で何点か申し上げましたけれども、具体的に国に対する要望の中身として文書化した表現にして要望活動はいたしておりますけれども、口頭の中では、まず一番目に北見道路の開通を優先的にお願いしたいと、さらには足寄北見間の接続、去年でいくと着工という部分がありましたけれども、

そういうようなところ、三番目に端野美幌高野間の整備、さらにその後女満別から網走方面に向けてというような順番でお話しを申し上げているところであります。またさらには、全体的な話はそういうことでありますけれども、関係支庁、網走市と私も大空町の中では、これから先、網走に向かつての整備手法というものについては先ほど申し上げましたように、既存の道路を活用する方法、施設を活用する方法とそういう多様な中で、検討が必要になってくるのではないかなというようなことをお互いに話し合いをしている状況にもございます。そういう中で、整備についてはお願いをしていこうとそんなふうに考えております。まだ、だからといって具体的にどのようなルートで、どんな手法があるのかというような具体的な整備側からの話というところは、まだまだ至ってはおりませんけれども、そんな思いで対処しているということについてご理解を賜りたいと思います。北見道路の整備、事業中でありますけれども、そのことについても環境問題等についていろいろな関係の方からのご意見もあったという中では、整備をする側の国等においても十分配慮されていくことになるであろうというふうに思っています。先ほど言いましたように女満別空港から先、網走に向かつては空港の滑走路がまず北側に位置していると、そしてその先には大空町の女満別市街が、都市計画区域があるということと言えますと、普通に考えますと、その間をどういう形で新しいルートを設定するということになれば、抜けていかなければならない。さらには、私どもの町にあります公園ですとか、さらには農村風景、さらには河川といったようなものを横断をして本当に新しい新ルートがうまく設定できるのかどうかということを考えたときには、既存ルートの活用ということもあわせてご検討いただけるものと、そんなふうにも思っております。そういう視点からも先ほど言った具体的なルートの話になりますれば、地域としての考え方を申し述べてまいりたいとそんなふうにも思っております。

また、雇用の関係で地域の活性化の中にはそういう地域以外の方々から住みついていただいたり、そういう若い方々の就労ということが地域の活性化につながる大きな要因であろうとそんなふうにも思っております。斎藤議員のおっしゃいました方については、私も何度か直接お話しをさせていただき、さらに町の先ほど言いました中小企業振興資金の条例の成り立ち、内容そういうものについてもご説明をさせていただいた経過にあります。ただ、個別の話でいえばそういうことでありますけれども、広く多くの方に知っていただくというようなことであれば、どなたでもそういうようなものが見ていただけるようなそういう形になっていなければならないのかな、そんなふうにも思います。ただ、ホームページ上のことではありますけれども、条例規則等については、そちらからご覧いただけるような部分もありますけれども、さらには、定住だとか企業誘致というような視点からどのような対応が町としてとられているかというようなことについて、ホームページの充実の中で情報ができるように考えて行きたいとそんなふうにも思います。ただ、あとこれは移住の関係にもなりますけれども、前段議員にもご参加をいただきながら、そのサポート会といいましょうか、そういうものがつくり上げられました。そういう中で、やはりこういった就労の場ということが、移住、定住、地域居住の引き金になる部分も多分にあるだろう、そんなふうにも思いますので、そういった情報発信をどのような形でやっていくかということで皆

さんにもお知恵を借りて充実にあたってまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、またご指導も賜りたいと思ひます。

以上申し上げまして2回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 具体的に答弁ありがとうございます。今の有効利用という形で道の駅の話も出たところなのですけれども、もう少し道の駅のことで関係あると思ひますので聞きたいと思ひます。道の駅につきましては、どうしても出入口の不便さが指摘されております。かなりの遊行者、遊行の車も多く増えているように思ひますけれども、その中で、何というか、商品の陳列についても、いろいろ陳列はしているのだけれども、見づらいとかいろいろ言われております。それと食堂の件、その辺について今後何か考えがありましたら教えていただきたいと思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 出入口というのは、国道から敷地に入る出入口ということであろうかというふうに思ひます。この関係については、その施設ができ上がったとき、また、将来は道の駅として登録をしたいというようなことで、道路管理者、さらには取締りをする警察署などにもご意見をいただきながら、現在の形がよかろうということで、ご指導受けて整備をしたところであります。当初は、右折車線というものが車線の部分がない中でありましたけれども、そういうものを設置したり、さらには、バス停がこちら側にあったというような部分で、これの位置を多少ずらさせていただいたというような形で今の状況になっております。便利というようなことも当然念頭に置かなければならないわけでありまして、交通量が増えますと交通安全というようなことで、多少制限をしなければならないような、そんなことも出てくるのではないのかと片方では思ひます。どのような形態がとれるのか、関係機関にご指導を仰ぎたいというふうに思ひます。また、商品の陳列それからトイレの配置等でありまして、これについては地域の方や、また訪れた方々からもそのようなご意見というようなものが寄せられていることは私も承知をしております。一番最初にあそこの配置のポンチ絵を描いたのは私自身でありましたので、そのところの経過というものについても用意ドンのところから承知をしているつもりであります。そういうことからいけば、一番最初にはトイレの出入りについては、中側、現在の販売ブースから入る方法と、さらには、直接外から入るというようなことを一番最初には考えましたけれども、建物の管理ですとか、それから補助事業等のいろんな計画の中で、そういったものが結果的には中側から1個になったというような状況がございます。さらには、販売ブースの狭い中でということでありまして、それも当初全体の面積をある程度想定として決められた中で、どのように販売ブースを確保していくかという中で、ああいうようなスペースしか確保できなかったというようなことであります。実際には、私自身はあの建物を増築するというような考えには至っておりませんけれども、

道の駅全体として商品ですとかそういったものの拡充ということを考えれば、その他に販売するスペースというものを今後考えていかなければならないのではないかとそんなふうに考えております。ただ、町が直接行えばいいのか、また民間の方々のそういう経営意欲というものをいただきながら、そのあたりについて整備をするか、そういった手法については、今後また議論をいただくことになろうかと思っておりますけれども、現況の中では、そういう同じ敷地の中で別な形で商品といたしましょうか、地元の産品を提供できるような、そんな仕組みを今後考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

食堂は、トイレとの配置の関係で適切ではないというようなことではないか、というふうに思っておりますし、現在のところでは、非常にスペース的に狭いというようなことだろうと思っております。それも商品の販売と同じように、現況のところで展開をするということというよりは、新しい場所でそういったものに取り組んでいただくという形を、今後はとっていった方がいいのではないかと私自身はこんなふうに今考えてございます。ただ、当然出店をご計画される方々、また、どういった事業主体が場所を確保しながら施設を整備していくかということについては、いろいろご議論をいただかなければならない、そういう課題でないかとそんなふうに思っております。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今の答弁で食堂の件がちょっと分かりづらかったのですけれども、今食堂はチャレンジショップという形で3店舗あるわけなのですけれども、今後ともそういう形で進めていくのか。今の現状を見るとかなり狭いのかなと思います。その辺はどのようなのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ちょっと私の答弁が中の部分の食堂だと思って今申し上げましたけれども、失礼しました。外の部分ですね。外の部分については、毎年度契約をさしていただきながらチャレンジショップとして使用していただいていると。確かに手狭になってきているということは承知をしておりますけれども、単にあの部分を広げるということではなしに、先ほど言ったように、外の部分の販売、もしくは飲食のスペースをどのように確保していったらいいかという中で、抜本的な解決策を生み出さなければならぬのではないかと。単純に今の部分を単に増設してやってくださいということではなしに新しい形を考えた中で、その新しい中でご利用いただくようなそんなことを考えるべきではないかとそんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 活性化という意味で、今道の駅を話したわけなのですけれども、トマップ川

公園、また空港通、空港を起点に本当にただの通過点という形なのですけれども、違った形で立ち寄れる場所という形で具体的に考えていただきたいと思います。

これをもって以上終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 従来女満別町時代の地域の活性化の中で、多くの方々からご意見いただきましたのは、いかに女満別の地域、今で言いますと大空町の新しい町の地域ですね。大勢の方々が滞在をしていただけるか、さらには宿泊をしていただけるか。今までで言いますと、単に空港があるということで通過型になっているのではないか。その足をいかに止め、滞在の時間を長くするかということが非常に大きな課題であったと思いますし、今現在さらにこれからそのことの滞在時間の長さを伸ばしたり、また滞在していただける人の数を増やしていくということが大きな課題であろうと、そういう意味も込めて道の駅というような部分を整備をしてきた経過にもあります。先ほど言いましたように、去年の立ち寄り数が22万人ということで、対前年比、倍近い伸びを示しているということでありますと、まだまだそれでは十分なところまで到達しているわけではないというふうに思います。いろいろなものの整備などを念頭に置きながらより多くの方に、さらに長時間にわたって滞在していただけるように、そんな取り組みを今後検討してまいりたいというふうに思いますので、何とぞご指導いただきますようによりしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。

次に2番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは平成19年第2回大空町定例会において、一般質問通告書に従って質問させていただきたいと思います。

私は、3項目について質問させていただきますけれども、その3項共通していることは、共生するまちづくりという視点において質問させていただきます。

まず第1点、地域交通システムについてです。これは去年の12月の定例会のときに町長は同僚の質問の中で、地域交通システムについては、交通手段を持たない子供たち、それから年寄り及び地域活性化を含めて前向きに検討したいという答弁がありました。私もそれは理解できます。そして、今年度予算についても300万円という予算がつけられました。そこで、大空町における地域交通システム導入検討事業の内容及び取り組みについて質問したいと思います。あわせて現時点での進捗率、今後のスケジュール等も聞かせていただきたいと思います。

次に2点目、農業振興についてですけれども、先程同僚議員も触れていましたけれども、いよいよ品目横断的経営安定対策が始まろうとしております。これは確定ではありませんけれども、所得の増加は見込めない計算です。その中で、この対策に対応する大空町農業確立に向けた行政の役割ということで、大変ちょっと広い意味合いがありますけれども、私は地産地消について絞って、答弁をいただければと思って

います。

次3点目、障害者計画についてですけれども、この障害者計画、短い期間の中で突貫工事的な感じで作成されましたけれども、その中で、当初素案の中になかった一つの文言が追加されました。それは、地域自立支援協議会の設置であります。それでは、その地域自立支援協議会の設置にあたって大空町の役割、あるいは考え方を聞かせていただきたい。もう一つは、相談支援体制ですけれども、大空町においては自立支援サービスにおいては、町職員が直轄でこの事業にあたっています。私は、この体制が今後のことを考えれば大空町の福祉についていいことか、あっているのか、あっていないのか。いささか疑問を感じています。そこで、町長のお考えを聞かせていただきたい。

以上で私の1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

1点目の地域交通システムについてということであります。本年度予算化をしておりますこの事業につきましては、5月に委託業務について発注をしたところでございます。7月を目途に高齢者の方、児童や生徒またその保護者の方々を対象といたしました住民アンケート調査を実施したいと、このように考えてございます。さらにもう1月、8月に進みましたらこの分析結果を踏まえまして既存の交通手段、そういったものの改善や新しく地域交通手段として必要なものがあるのかどうなのか、というようなことでそういった検討を行うことにしてございます。さらにその後には、具体的な形が決まりましたら、方針が出てきましたら、その具体的な実施方法の検討ですとか、さらに、運行ルートや運行ダイヤ、事業費の試算、また補助制度としてどのようなものがあるかなどというようなことについてさらに検討を加えていきたいというふうに思っています。そういった具体的な課題が整理できれば、その後実施というようなことを考えているところでございます。いま時点、いろんな課題があるだろうというふうに想定しておりますけれども、事業主体をどうするか、またこういうものを構築したときに有償で運行すべきなのか、無償で運行すべきなのかというようなこともありますし、利用する方々の満足度と、さらには、それに係るコストというようなこと、費用対効果ということもあろうかと思えます。当然、形態によっては、車輛が不足するというようなことでいきますと、どのようにそういったものを充足させるかと、財源もいかに確保するかというようなことが課題として現在私の頭の中にあるところでございます。そういった中で、今後、取り進めてまいりたいと思いますし、場合によって皆さま方にいろんな角度からご意見をいただく機会も増えてくるかと思えますので、その折にはご指導を賜りたいと、こんなふうに思っております。

続きまして、農業振興についてであります。先ほど、坂本議員のところでもお話ししましたように、ことしに入りましてから中断しておりましたWTOの交渉の再開が始まりました。さらにはEPA交渉が4月の末から始まっております。そして、今年度から品目横断経営安定対策や新しい米の受給システムというものができ上がり、農地

水環境保全向上対策というものが打ち出されてきて、ことしはそういった意味で新たな農業政策に踏み込んだ、そういう年であるのではないかというふうに思っております。町といたしましては、各種の推進事業や農業基盤整備事業などに農業振興の予算を計上しているところでありますけれども、視点が従来から見ると少し変わってきているのではないかとそんなふうにも認識をしております。過去は農業だけではなくていろんな分野において大量生産、そして大量に消費をするというようなことが美德とされ、それを推進してきたように思います。一方で、農業についてはその対局にあると思われますが、地産地消という考え方ではないかなとそんなふうにも思うわけでもあります。地元で生産されたものを地元の人たちで消費をする。そういった中で、生産現場にいらっしゃる方々と消費者の方々の相互理解を深めていく。また、価値を高めていくような取り組みとして、地産地消というものは存在しその役割があるのではないかと、そんなふうにも思っております。地産地消のメリットといたしましては、生産者と消費者の方々の距離が近いというようなことで、生鮮食料品など農業の分野で言いますと、鮮度が高く保てるということもあろうかと思えます。また、地域の経済の活性化、さらには、郷土愛といいましょうか、地域の愛着心というところにつながるのではないかと。また、そういう生産物を通して地域の食文化の維持と継承というような、そういう教育的作用もあるのではないかというふうに思います。もっと、大きな視点からいいますと、輸送にかかるコストというものが少なくて済むということであれば、地球温暖化の防止施策の一つということも上げられるのではないかと、そんなふうにも思っております。現在、町の中でのいろんな取り組みを見てみますと、至るところに個人の方々が野菜市というものをつくってくださっております。また最近では、鶏卵を自動販売機で販売されている方々もいらっしゃいますし、また、東藻琴の農業高校ではフレッシュマーケットということで、高校での活動を披露するという意味も含めながらその地域の農産品等ですね、地域の方に提供している場合もございます。また、農協がナガイモの直売を行ったり、また、女満別農協の青年部が収穫感謝祭を行ったり、地域の農業者の方々が、輝農館祭りとして産品を提供するというようなこともあります。またあの、教育的作用が大きいわけでありましてけれども、小学生におけるファームスクールの授業。こういう中で地元の産品の成り立ちも学んでいくというようなことで、既に地域の中では取り組みとして、地産地消における取り組みというものは随所に見られるのではないかというふうには思っておりますけれども、ただこれが系統立てて整理がされていない。そういうような地産地消という大きな枠組みの中で十分生産者の方にも消費者の方にも伝わりきれていないというところが、さらに大きな活動になってきていない現象があるのではないかと、そんなふうに分析をしております。行政がこういった中でどのような役割を果たして行かなければならないのか、皆さん方にもまたお知恵をいただきながら、検討をさせていただきたい。こんなふうにも思っております。

続きまして、地域障害者計画についてでございます。昨年、障害者自立支援法が制定をされました。先ほど農業分野でのご質問があったようになかなかわからない中で法整備だけが決まり、内容が十分決まっていないうちにスタートをするということは、この障害者自立支援法もそうではなかったかなとそんなふうにも思っております。昨年

の4月から福祉サービス事業の医療負担が始まり、10月からはサービス体系が大きく変わったということでもあります。私どももなかなか制度が見えてこない中で、その制度改正による事務作業に時間を多大に要してしまったというようなことから、障害者計画や障害福祉計画作成する段階で関係する団体の皆さまの計画づくりへの参画の頻度というものが非常に少ない。十分な議論をいただかないうちにこの計画の策定になってしまったというようなことで、この機会を借りてお詫びを述べたいと存じます。今後、そういった内容の具体的な取り組みにおいては、いろんな方々のご意見を賜ってまいりたいとそうように思っているところであります。この法律、計画の中で地域生活支援事業、障害者の方々に対するサービス事業については、市町村において実施するということが規定をされております。その中に、さまざまないろんな課題が発生すると、この諸問題の解決、また調整をするために地域に市町村段階に地域自立支援協議会を設置をするということが義務づけられているところであります。この地域自立支援協議会は、福祉サービスの事業者の方々や、また学校、企業、保険や医療の携わっている方々、障害を持つ方々の団体、さらには、健常後の関係者など、こういった方々を中心に組織することがよかろうというような形で示されております。また、設置の形態は、民間の方々にその業務を委託することも可能、また、複数市町村によって共同で実施することも可能。町が主体となって運営をしていくということも可能ということで、設置する形態については三つの形態があるだろうというふうに思っております。現在、我が大空町といたしましては、なかなか委託をするという民間、さらには、複数市町村による共同設置というところで議論が進んでいない状況でありますので、現在は町が主体となって、単独でこの地域自立支援協議会を立ち上げて行こうと、そんなふうに考えているところでございます。現時点で管内では北見市が委託という形で設置をしているというふうに情報を得ておりますけれども、私どもにつきましても、ことし中を目途に立ち上げていきたいと、こんなふうに考えてございます。相談支援体制でありますけれども、これにつきましては地方分権の考え方に基づき、市町村が一元的に実施をすることとなっております。従来は身体障害者の方々に対するもののみでありましたけれども、この法律改正によりまして3障害の方々について生活全般に係る相談やサービス事業に係る情報提供や助言、さらには事業者との連絡調整、ケアプランの作成、地域の中におけるネットワークの構築というようなことを市町村の責務として担当していかなければならない、対応していかなければならないということでございます。こういった支援相談業務においては、現在福祉課の職員が対応させていただいていることになっておりますけれども、さらに、いろいろな難度の高いいろんなご相談が増えてくることであろうとそんなふうに思っておりますので、専門的な知識を有した者を配置するということが町として今一番大きな課題ではないかとそんなふうに考えてございます。このことは障害者計画を作成する段階で、いろんな方々からご意見を伺う中にも多かった意見でもありますので、そのことを十分重く受けとめながら、町として最大限の努力を与えてまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは最初に地域交通システムについてですけれども、この事業システムは私は先ほど申し上げたように、地域の活性化、その他のことが譲渡しているのですけれども、ただやり方によっては、町にとってデメリットになってしまうのではないかと、そこら辺を十分知っていただきたいということでちょっとお話しさせていただきますけれども、先ほど町長の説明の中にコンサルタント会社に委託、後は町の職員のかかわりであるのでしょうかけれども、今一度もう少し具体的に突っ込んで聞かせていただきたいのですけれども、コンサルタント会社はどこの業務までを担当するのか。町の職員はどこまでやるのか。お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 企画課長。

◇企画課長 それではただいま松田議員のご質問にお答えいたします。

まず、コンサルタント業者につきましては、この中で、アンケートの基本的な原案づくりについては役場職員が担当しております。それからコンサルタント業者の事務といたしまして、このアンケート調査の結果の分析をすることといたしているところでございます。また、今現在の既存のシステム、既存の交通資源そのものについてのコンサルタント専門家から見た目での分析をしていただく。これについてのデータは、すべて当然でしょうけれどもこちらから提供する。それから、新たな交通システムの策定に向けての意向調査、企画をしていただくということでございます。この辺につきましては、当然、役場としてかかわるものについては、企画したものについての検証も含めて、この地域に相応しいものは何かということで考えているところでございます。あと、このコンサルタントにつきましては、各近隣の市町村における事例の調査、こちらもしていただくということで考えてございます。ただし、我々としても役場としても担当者としてもこの辺の調査にいく調査旅費というものはつけてございますので、できれば先進地の調査についても自ら足を運んでみたいというふうに考えているところでございます。それから、コンサルタント業者につきましては、先ほどのように、今度具体的な方法ということでルートだとか、ダイヤの組み込みとか原案の作成、それから先ほど町長の答弁にもありましたように、事業費の積算、それから補助制度の活用の可能性、こちらについても私どもも調べますけれども有利な補助金がうまく使えないか、ということも含めて、そういう制度の活用の可能性なども検討していただくということで考えております。

以上です。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 私が一番心配することは、地域の意向、気持ちというのは、やっぱり地域の職員の方が一番雰囲気があって察知できると思っています。この事業がうまくいくかいかないかは、いかに住民の意向調査を正確に把握できるか、僕はそこにかかってい

ると思います。もしここがいい加減で間違ってしまうと、これはこういう他町村の話を聞くと、一度こうやって計画を立ててしまうとなかなか廃止というのは難しい。そういう実情も聞いています。また、住民、町民にこの情報がうまく伝わらないと町民としては、私の町にも便利なバスが走ってくれるのだな、交通機関ができたのだ、と安易に受けとめられて、そのツケはどこにくるかといったら結局はやっぱり財政に負担がかかってくるだろうし、結局は、町民の懐にかかわってくる。だから、この調査、意向についてはしっかりとやっていただきたい。また、その対象としてでも、あのいろんな業者を対象にして抽出した形の中でやるのでしょうかけれども、私は、いま、子供、介護、お年寄り関係ない世代の方についても、情報発信はしっかりしておかなければいけない。そこで、ちょっと見てもらいたいのですけれども、当別のこれ、コミュニティバスについても、あそこも早くに取り組んでいるみたいですが、うちと進め方は違います。これはコンサルタント会社はかかわっていませんけれども、ただ、私見習うところは、この事業が始まると同時に当別バス通信を出しているのです。これは、どういうことかというアンケートの対象にならない人もちゃんと情報を発信して、何がメリットなのか、どう考えるべきかと、しっかりとこれを把握、提言していることだと。これが大事だと思っています。これはちなみに1カ月に2回出ています。それぐらい事細かに、この事業の経過、課題、メリット等町民の皆さん方に発信しているわけなのです。だから、私はいいことだと思っています。このスタンスは、予算的にどれくらいかかるのかわからないですが、こういうことはやっぱり積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、ちょっとお考えを聞かせてください。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい。意向調査、先ほどアンケート調査の実施をするということでお話しをいたしましたけれども、私もその手法については、単に町民の方々にペーパーを送って単に顔の见えないところで、回答をいただくと。そういうものはアンケートという手法の中では、傾向はわかるのかも知れませんが、具体的な細かな意向というところにはなかなかついていけないだろう。ですからそのところは、担当と話をしましたときにも、単に全数調査をやるというようなことだけで終わらしてはいけません。実際にどういった方々がどのような交通網はないことによってご不便を感じていらっしゃるか。そういうようなことを直接その聞き取りをしながら、そういう意見を反映させるような、そういうことも必要ではないか。こんなふうにも伝えたところでもありますし、さらに、今言われましたように新しいバスを走らせたいのだけど、どうだい。それはいいことだね。それは当然、負担が伴わなければ皆さんそうやって言われるのではないかと。ないよりはあった方がいい。ですが、実際に考えたときに、どの程度の例えばご負担の中だったら、こういうものを利用するかというようなことも、聞く段階においては必要なことではないかと、そんなふうにも考えてございます。そういったことから先ほどアンケート調査を実施するというので、お話しはしましたけれども、その他に実際にはいろんな商店街でお買い物をされている方々

や医療施設を利用されている方々、またＪＲなどを使われている方、バスを使われている方、そういう方々も含めて、ヒアリング、聞き取り調査というようなこともあわせて実施をした中で、意見反映をしていきたいと、こんなふうにも考えてございます。また、こういった当然当初の考え方は、交通の自分で移動する手段を持たない方々がご利用いただけるのを想定した調査でありますけれども、その方々はもちろんでありますけれども、それ以外の方についても内容について知っていただく、お考えについて議論をいただくということは当然必要ではないか。今、この議場の中でいえば、皆さんご自分で車を運転されて、いま移動手段を持っているわけですが、そういった方にも、もちろん議論いただいた中でしっかりとした計画をしていかなければならない。改めて思うところでもあります。当別、先年ご視察をいただきまして、いろんな先進地としての情報をいただいていたというふうに思っております。私どもの職員も一緒に研修させていただいたというようなことで、報告も上がっております。いかに多くの皆さんに事業の内容というものを知っていただくかということも大変大切なことだというふうに思います。これについては、導入をするということになった部分で、さらにそういうフォローアップも必要だというようなご提言ではないかというふうに思います。事前からそういうようなことも組み入れながら検討するということにしていきたいというふうに思いますので今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 ２番、松田信行議員。

◇松田議員 ぜひこの事業はいい事業だと思いますので、地域とそれから行政としっかり連絡を密にしてつくり上げて欲しいものだと考えております。このことについて質問は終わります。

次に、２番目の農業振興ですけれども、農業振興については本町も基幹産業が農業であるわけですが、本年度の予算を見ても各種整備事業、それから資金対応、それから推進事業、いろいろ振興策については各種取り組んでいただいています。またことしにおいても、ちょっと名前を忘れましたが、農畜産販売の拡大を意図した事業がのっていましたが、私はこのことについては、制度云々のことより先ほど言いましたように、地産地消についてちょっと触れたいと思います。確かに所得確保は難しくなってきました。そしてその中で、町農業全体とりながら高収益の作物、そして和牛の導入だとか、いろいろ収入補てんの部分で進行してきました。私は十分理解しているし、私の周りの風景を見ても、だんだん畑、水田の様子は確かに変わってきました。その進捗度は少しずつですが、広がっていると思います。ただその中で、身近に感じて思うことは、時として町の方にお話を聞くと、割りと大空町の例えば野菜一つにしても縁がないというか、かえって他町村の人の方が縁があるというか、そういう話をよく聞きます。私はそれは本来の姿ではないと思っています。例えば町内においても少ない量であっても、やっぱり町民の皆さん方に何だかの形で携わっていただかないと、農家の大空町の農産物の今後の継続につながらないと思っています。あえて付け加えさせていただければ、生産者においてもやっぱりこの苦しい

ときでも試行錯誤の中で一番頼りになっているのは励みです。ちょっと感情論になりますが、励みだと思います。その励みというのは、何かといったら自分のつくったものが、美味しいねと言われた。消費者の交流だと思っています。交流と考えれば、一番この町の中の町民の方と触れ合うのが一番いい方法だと思っています。そこがしっかりしてなおかつ道内、道外と広がっていけば、これは私の理想論ですけども、そう考えています。その中で、この大空町の中で、私は思うに生産者と消費者とそれから販売業者、あるいは加工業者もあるのでしょうか。そういった方々が一堂に集まっていろいろ流通システムについては、いろいろ難しい部分はあるのでしょうか。ただやっぱりこういった方の意見の交換の場はあっていいのではないのでしょうか。これは、行政が主体となって何とか導くことはできないものか。それともう一つ、PRについてですけども、私は広報毎月1回楽しみに読んでおりますけれども、農業関係の話が出たというのは、今回の大集会と近年ではあの災害の時ぐらいいか印象になります。せっかくの広報なのですから、ほんのちょっとでもいいですから、この農業に関することの周知について何とか対応できないものか、この二つについてちょっとお伺いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域の方々が、地域の野菜に縁がない。大変ショッキングなお話であったかというふうに思います。よくありますのは、先ほど言いましたように、我が地域は、農業を中心とする産業が主体的に経営されてそして地域の経済に大きな影響を及ぼしている地域でもあります。そういった中で、大量に生産をして大量の流通の中で、大きな消費地に持ち込んで消費をしてもらうという形態が長年続いてきているわけがあります。そういった中で、例えば、例が適切かどうかわかりませんが、そういう第一次産業の生産団体等に即時販売的な地元での直売所の考え方について、ご賛同いただけないかというようなお話をさせていただいた機会もありますけれども、少量の販売ではなかなか手間だけかかって難しいというような感じのニュアンスでやんわりとお断りされるようなことが多いな、というのが私の実感でもあります。そういうことから言えば、そういう組織という形ではなくて、やはり自らがその販売を広めていくという努力が必要なのではないかなと、そんなふうにも思っております。具体的に先ほど申し上げましたとおり、いろんな方々が、いろんな取り組みをされているのも現状だろうと思います。道の駅の側にメルヘンの丘野菜市というのもありますし、開陽地域には開陽の方々が組織をする野菜の直売所がございます。また、豊里には鶏卵を直売されている方もありますし、東藻琴のコンビニエンスストアの横でも野菜を売っている。また、本郷地域、国道の側でも野菜販売などもされているというようなこともあります。そういうようなことで、やはり取り組んでいくということが大切なことで、そのことが先ほど言った直接消費者の方々との交流につながり、自らの仕事の評価というものにつながって励みになるのではないかとそんなふうにも思っております。その中で、行政がどのような形でその縁結びをするかということでもありますけれども、例えば過去には、女満別町時代でありましたけれども、私の記憶するところ

ろでは、J A女満別の女性部の方々が、地元の食材を使ったアイディア料理講習会というような試食会というようなものを企画したところもございました。当然生産者でもありますし、さらには、料理にすることによって飲食店関係の方の参加をいただいた部分もありますし、当然、農業に直接かかわりのない消費者という立場の方で、そこに参加をされている方々もいたように思います。そういうようなことの声かけといえますか、誘導というのは行政でもできるのではないかなというふうに思います。また、さらにこれは農協組織が音頭をとっているのではないかと思いますけれども、J A美幌の女性部では、母ちゃん市ということで水曜日と土曜日に大通りであったり、本店前で朝の6時30分から地域の方々が、間口を広げて自分たちで野菜を販売するというようなこともやっておられるように聞いております。例えば、道の駅の多目的屋内広場などについては、そういうこともできる施設、そういうことも想定しながら整備した施設でもあるとそんなふうにも思っております。そういうような形の中で、地域の方々のご理解をいただけるのであれば、そういう呼びかけということは、行政としてもできるのではないかとそんなふう考えているところでございます。広報については、特集記事ということで載せることについては、やぶさかではないとこんなふうに思っていますし、逆にいまいろんな課題について、皆さん方にその悩みというものも含めて問題提起をするようなそんな広報の紙面構成ができないかということで、取り組みを開始いたしました。その一環として先のE P Aの交渉に伴う国際農業交渉の集会等について、こんな現状にある、こんなことが大きな課題になっているんだと、いうようなことで申し上げましたけれども、その後第2弾、第3弾と続いております。今月については、生涯学習課が担当するようなことも聞いておりますけれども、そういった中で、この地域の産品の分析というようなことも、改めてする意義というものもあるのではないかなというふうに思っております。ただ、課題がたくさんあり過ぎて、毎月1回の広報では正直言って間に合っていないのも現実で、もっと早く出さないかというようなことを言いながら、なかなかそこに到達していない部分もあります。しかし、そういう課題を一つずつ町民に投げかけていきたいというふうにも思っておりますので、そんな中で紙面構成を考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 農業振興については、これで終わらせていただきます。

次3番目、地域自立支援協議会の設置ですけれども、私はこの自立支援協議会の設置については、時期云々は別として大変評価しています。というのもこの福祉関係の当事者、それからサービス業者あるいは学校、教育委員会、それから行政それから民生委員の方、うちの町にはそういう各種かかわる方がいますけれども、私は福祉力アップということについては、今まではどちらかというと、各当事者は自己完結型で、まあいいかこの程度かと、そういうふうに陥りやすく、ただこの自立支援協議会を設置するにあたって、その各分野のスタンス、考え方のスタンス、情報、課題、これが一つテーブルに着くことによって共有できるということが、私はこの協議会の大き

な中核をなす考えだと思っています。だから、私は本当に期待したい。そう思っています。また、その次に相談支援体制ですけれども、これについては先ほど相談支援体制については確かに各市町村バラバラです。地域生活支援センターという組織を掲げて、そしてそれを民間に委託するところもあり、それをまた直轄で運営するところもあり、うちみたいに体制とっているところもあり、そして、近隣では美幌、斜里が地域包括センターの中に一緒に組み入れてやっているところもあり、これは多種多様でうちの町にはどれが合っているかわからないにしろ、ただ利用者の側の立場としては、やっぱり長いスパンで窓口で相談してもらいたいというのがある。その点、今の職員の方頑張っています。それは見て取れます。ただ、法がどんどん、どんどん目まぐるしく改正するものだからなかなかついていくのに緩くないというのは、この私が見ていてもよくわかります。そういったことから、それともう一つ、職員が直轄でやることによって、当然配置換えも何年かにはある。そして、目まぐるしく法の改正もある。そして専門的研修を職員が受ければいいのですけれども、なかなかそういう時間もない。私はやっぱり町長のさっきの答弁の中にもありますけれども、利用者の思い、それから今の状況ということを考えれば、やっぱり専門職で対応するのがいいと思います。ちなみに国の情報では、平成20年度末については、介護保険と財源の一本化というそういう流れで動いていそうな感じで、特にそれを見据えて包括センターに取り込んでいっていると、そういう話も聞きます。そんなことから、それにしてもやっぱり専門職の配置ということで今後これについて考えていただきたいと思います。それと最後に、先ほど町長は障害者支援計画について、時間のこともあり、当事者、利用者の方々の意向がなかなか聞けない中で承知していただきましたので、あえて私は言いたくないのですけれども、これを言って私の質問の最後としたいと思います。これは、一母親の今回の福祉計画についての率直な意見です。これを踏まえて今後の計画について行政も望んでいただきたい。一部割愛します。利用者の意向調査も行われず、それに伴う数値目標も提示されないまま、策定された障害福祉計画、障害者計画がいったい誰のための計画なのでしょうか。親亡き後の生まれ育った地域で人間らしい生活を続けて欲しい。これが障害児を持つ親の一番の願いです。ぜひ、今後この障害者計画の施行にあたっては、こういう思いも町長は全部理解していると思います。あえて言わせていただきましたけれども、この親御さんがいるということも十分理解して計画、施行にあたっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨今、いろいろな立場の方々に参加をいただいて協議をする場、そういう協議会というものが立ち上がっておりますけれども、特に福祉の分野では、おのおの横の関係というものが非常に重要になってきているというふうに思います。そういった中では、この地域自立支援協議会、どのような最終的な形になるかは別といたしまして、具体的にはまだ動いておりませんが、いろいろな立場の方々に参加をいただけるようなそんな体制をとりながら、いろんな視点から諸問題の解決に向けての調

整等行っていただけるような体制づくりに腐心したいというふうに思いますので、今後ともご意見等賜ればありがたいというふうに思っております。相談支援体制の関係でありますけれども、大変法律が目まぐるしく変わる中で、専門的な知識を有する方でもなかなかその状況にあった説明や指導をするということが難しい中で、ましてや職員が携わっていれば、それなりの人事異動の機関に変わってしまうということで、ご相談をされる側の方からすれば非常に不安を覚えることではないかというふうに思います。そういった中で、先日も担当の職員とその考え方について議論といいましょうか、協議をいたしましたけれども、例えば一例として嘱託職員の形で、そういう専門的知識のある方を雇い入れることの方がいいのか。しかし、そういった程度の嘱託賃金とか、身分体制で人材が集まるのかどうかというようなことの議論もありました。一方では、事務職員として採用するということであれば、いろんな分野において、人事異動の対象になりうる職員ということになりますけれども、例えば今でいうところの技術的な吏員においては、それなりの資格を持った中で配置をされているところもあります。当然、異動が全くないというわけではありませんけれども、関連するような業務について仕事をしているというような現状もあります。そういう資格をお持ちの方を職員として採用をしていくということも今後においては必要なことなのかもしれないというような議論もいたしました。そういった中で、どの方法ということで最終的に決断はまだ出しておりませんが、今後、皆様方、長い期間その問題にかかわっていけるようなそういう人材を地域の市町村としては確保していかなければならない実態であります。先ほど言ったように地方分権の中で住民の方々に直結するサービスについては、基本的には市町村が取り扱っていく、対応していくということですので、こういった状況等も勘案をしながらどのような人材確保がいいのかということを念頭において対処してまいりたい。こんなふうに思っております。議員が最後に朗読をしていただきました内容については、この意見をいただいた中で、寄せていただいた意見、多数ありましたけれども、私もその全てについて目を通させていただきましたので、今の内容も私自身がその文章を読ませていただいて、重く受けとめさせていただきました。その後、職員とさらにこのことについての対応のあり方がどうであったかということの反省も踏まえながら、そこに書いてあるように障害を持つ子供さんとして、親御さんがまだご健在のうちのことよりは、さらにその後のことを踏まえて地域の中で本当に自立してやっていけるかどうかと、この不安というものが、いかに解消していかなければ、いくべきなのか。この責務を担っている市町村としてどのような対応ができるかというようなことで、最大限努力していこうというようなことで職員とも再度確認をさせていただいたところでもあります。そういった意見を深く重く受けとめながら、今後の福祉行政にも携わってあたっていきたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきますように、改めてこの機会にお願いを申し上げご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時28分

◇議 長 休憩前に引き継ぎ会議を開きます。日程第6、一般質問を続けます。
次に、15番、樫原達也議員の一般質問を許します。

◇樫原議員 それでは平成19年度第2回定例会の一般質問を行います。

まず第1番目、大空町女満別東藻琴間の道路標識等について。町外の人たちが大空町に来たら簡単に芝桜公園に行くことができると思って、大空町女満別に来た人が結構今回いました。女満別から東藻琴への道順を言葉だけで説明するのはなかなか難しかったです。同じ町内でもあり要所要所に標識などを整備して誰でもわかりやすく案内するようにしてはいかがでしょうかお伺いいたします。

2番目、空港線からいわゆる本田さんのところから農業構造改善センター等に通ずる道路の整備についてであります。奥には海洋センター、プール、武道館、ひまわり温泉、老人福祉センター、支援ハウス、それからドリーム苑など大きな施設が女満別としては珍しく多く集まっておりますが、バス等が通行するときは大変です。入り口付近の道幅を少し広げたらどうかということでお伺いいたします。

3番目、JA農協の合併についてであります。私はJA農協については本当に素人です。今回女満別東藻琴村との合併は、圧倒的な支持で賛成する人たちが多かったです。基幹産業である我が町の一方の東藻琴JAはどうして網走と合併するのか、知っている範囲で説明していただきたいと思います。

以上第1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目、女満別市街、東藻琴市街さらには芝桜公園への看板等の設置ということでございます。芝桜公園につきましては、今シーズンは、5月4日からだと思いますけれども、6月の10日まで有料入園期間38日間ということで、約9万7,000人の方々に入場をいただきました。このことで、この期間、約1カ月の期間でありますけれども、臨時的に町内または町外各所に誘導の看板を設置したところであります。まず、女満別の道の駅から芝桜公園に向かうところ、さらには空港から芝桜公園に向かうところ、また町外になりますけれども、川湯方面、網走藻琴方面、美幌方面からについても設置をいたしました。この数50カ所に及んでおります。また、東藻琴の地域においては、常設看板があったり、また旗紙でその方向を印すなど、そのような形で来場者の誘導を行っているところでもあります。また、道道の川湯線におきましては、数十カ所に芝桜花街道という看板を設置していただいているところもございます。しかしながら、女満別の市街地からその芝桜公園に上手にその誘導するための案内看板というものが非常に欠落していたのではないかと、このように反省をしております。来年度につきましては、仮設の看板の設置ということも含めて、そ

ういったところからの誘導も抜かりなく対応していきたいと思っております。さらに、女満別の市街地と東藻琴の市街地を結ぶ、そういった通常時における誘導看板というものについては恒常的に必要ではないか、こんなふうにも考えてございます。こういったもの等については、合併補助金の財源も見込めることから、そういったものを使いながら設置していくことについて前向きに取り組んでまいりたい、こんなふうにも思っておりますのでご期待を賜りたいと思います。

続きまして、空港線から各種施設へ通じる道路の整備についてでありますけれども、非常に路線名が多岐にわたっておりますので、このようなものを用意してまいりましたので、ご答弁とあわせてご覧をいただきたいと思います。はなぞの温泉線、ここですとところの赤い路線でありますけれども、片幅歩道が2メートル、車道幅員が5.5メートルというような道路でございます。安全な安心な道路としての機能を十分果たしているかというような状況でいますと、そういうものになっていないと私どもも認識をしてございます。過去に女満別町時代、生活支援ハウスをどういった位置に整備をするかということで議論を重ねた折にも、この道路というものの拡幅が必要ではないかという議論があったことがありました。当然、そういうような方面で対応するものもあわせて検討したことがございました。そのはなぞの温泉線の両脇の地権者の方からは、ご協議をさせていただいた経過があるわけなのですが、その地権者の方々からは、そのはなぞの温泉線を廃道にして別な場所に道路をつけるということであれば、用地を提供する。それが、ここに書いてあります幼稚園南通り線の延長線上の道路であります。こちらの方の用地を提供するのではなぞの温泉線については、逆に返して廃道としてもらいたいというようなご意見があったところであります。実際には、そういうことも検討はいたしましたけれども、この現道のはなぞの温泉線の下には、水道管、さらには温泉管等の管路が走っている現状にあります。そういうことを考えた折、中では地上権との問題も発生してくる可能性があるのではないか。また、その新しい幼稚園南通り線に道路をつけた場合、空港通線の反対にありますはなぞの方面、はなぞの団地方面から各施設に行くときに多少遠くなるような課題が出てまいりました。その後、地権者の方が代がわりをいたしまして、その代がわりをいたしました方にも、そのあたりのことについて確認をいたしましたけれども、やはり前説のとおりのご要望ということであったということで、なかなかそのところの拡張が進んでいない現状であります。もう一つの可能性について探ったことがございます。はなぞの三条線、はなぞの団地の南端の道路から直接B&G海洋センター体育館の方に突き抜けて道路をつくってはどうかということであります。しかし、現在その土地所有者については営農活動を行っておりますし、そのところにはハウス、住宅等も張りついているということで、試算をいたしましたところかなりな高額な事業費になるというようなところから、現在に至っているところであります。特に先ほど申しましたように、大空町の女満別地区としては、珍しく公共施設が集中して配置されているところで、そこを有効に使っていくためには、バスの通行とかということも考えますと、確かに現況では問題があるとそんな認識をしております。今後もこの周辺の地権者の方々とご相談を申し上げながら、その解決に努力をしてまいりたいというふうにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、空港線からこ

のはなぞの温泉線に入るその巻き込み等につきましては、道道側の改修に伴って、若干緩くしていただいたり、また塀が取り払われたりと経過がございます。また、安全確保のためにカーブミラーを設置する。さらに、積雪時には早めに排雪を行うなどの安全対策について取り組んでいるところでございますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、農協の合併についてでございます。この件については先の定例議会等でもご質問を別な議員の方からいただいたところでもございますけれども、改めてもう一度経過について申し上げたいと思います。まず、今回オホーツク網走農協と東藻琴農協が、来年2月の合併を前提に協議を進めておりますけれども、その大空町の誕生する以前から、美幌、津別、当時の女満別、東藻琴地域において、その4農協が合併をしていくべきではないかということで、その合併の検討がなされてまいりました。平成16年にその4農協において、正式な合併検討委員会を立ち上げるというような段階になりましたけれども、もう少し広域的な取り組みを行った方がいいのではないかという意見が持ち上がり、オホーツク網走農協も含めた5農協で、組織づくりをしてはどうかというような意見が出されました。しかし、美幌町農協や津別町農協からそれぞれその枠組みから離脱をするというようなことが起こりました。その結果、昨年の5月に女満別町農協と東藻琴村農協、オホーツク網走農協、3農協によります網走大空地区JA合併検討委員会というものが設置をされました。その中では、平成20年2月の合併に向けて協議を行うということで、昨年の暮れまでに計6回の会合が開催されてまいりました。その情報提供等を踏まえながら、昨年12月に女満別地区におきましては、各地域において懇談会が開催され、合併の必要性ということについては、一定程度理解は得られたというふうに聞いておりますけれども、この時期の合併について心配をされる意見が多数を占めたということで、その内容を踏まえて、女満別町農協の理事会において審議をした後、12月末の合併検討委員会で正式に女満別町農協が、その3農協の合併の検討委員会の中から離脱をするといった経過をたどったところでございます。そういったことから、残りました東藻琴村農協とオホーツク網走農協の2農協による合併推進委員会というものを改めて立ち上げるというような経過に至ったところでございます。その中で当初の3農協の協議のときと同じように平成20年2月の合併に向けて現在その事務処理を進めていると、そんなふうに聞いてございます。先日も、東藻琴農協の専務さんとお会いして、その進捗状況というものについてお話を伺ったところであります。その女満別農協について、合併に反対の理由というようなことで、いくつか報告を受けております内容についてでありますけれども、その3農協の中で、農業経営の規模ですとか、形態による違いという中で、上手に一つの農協として運営ができるのかどうか、そういうようなもの、また、ジャガイモシスト線虫の発生というようなことが、ある地域がありまして、女満別地域の農業者の方々については、馬鈴しょの種生産を多くの方が携わっていると、そういう中で風潮被害というようなことがあるのではないかと。そういうような心配などが意見として出されていたと、そのように聞いてございます。そういうことで、なぜ、東藻琴農協と網走農協が合併をするかというよりは、そういった経過が進んでいながら現時点として2農協での合併協議が進んでいるというようなことで、ご理解をいただ

きたいと思います。先の定例会でのご答弁でも申し上げましたけれども、行政界をまたぐ農協が、また、広域農協が設立をされるということになりますと、行政との関係の中では、非常にいずい部分といいましょうか、取り扱いが過去より難しくなる部分は出てこようかというふうに思います。しかし、町としての基本的なスタンスは、町でお住まいの方々がいろんな形態の中で、農業組織に加入をしながら営農をされているということになろうかと思います。その差はないと私は考えておりますので、基本的な農業振興における対応というものは、これまでと同様な考え方を持ちながら取り組んでまいりたいとそんなふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。また、いろんな意味で情報交換を密にしていかなければならないということが発生してくるだろうというふうに思います。関係する農業者団体、さらには行政機関、さらには農業に関係する諸団体で構成する協議会というものをつくりながら、その情報交換を進めて、今後の地域の農業振興にあたっていきたいと、こんなふうに考えておりますのでご理解を賜りたいというふうに存じます。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは道路標識等の質問をさせていただきます。合併補助金等でやりたいということですが、いつ頃やるのかなと思っておりますけれども、実は、1週間前にもずっと全体をまわって、きのう、またまわって写真を撮ってきたんですね。報徳線、女満別報徳線を通して美斜線まで通ずる1本の道は、意外と割とその本当にこの道を通っていいのかなという感じで運転していて美斜線近くなってくると、こちら左へ曲がると東藻琴ですよ、右へ曲がると美幌ですよ、と案内板を見てホッとする。ところが女満別から日進経由、これはなかなか説明しづらい。日進の高木さんを経由して、左側に曲がると、いわゆる、あそこに看板見ると開陽中央線と書いてあるけれども、その後もう全然看板なくて、それから真っすぐ行って、また美斜線に通じるところにいくと、そこも右へ曲がっていいのか左へ曲がっていいのかわかりづらい。そういうことで、案内板だとか誘導板なんか、わかりやすさとか、それから見やすさ、そういうものが必要ではないだろうか。それで女満別の標識だとか案内板を見るときはすぐ何キロメートルだとか、1キロメートルだとか2キロメートルだとかすぐわかるのですけれども、東藻琴へ行くと東藻琴全体に全部書いてあるわけではないのです。何キロメートルとね。そして、特に町の中はそのそばまで行かないと、案内板の何キロがよくわからない。ああいうところも今度直す場合は、よくはつきりわかるようにしていただいた方がいいのではないかなと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい。芝桜まつりの期間中ということでは、このことに限らず、一般的な移動の中で両市街の案内標識というようなものが、まだまだ未整備でないかというご質問、ご提言かというふうに思います。確かにあのいろいろなところの表示というもの

は、私も少ないような感じを抱いております。町道、またさらには、道道、国道というようなものが、この区間の路線の中ではありますけれども、町道につきましては、先ほどいいましたように、来年度になりますけれども、そういったものの中で予算計上に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。また、道道や国道などについては今回の市町村合併を機に、いろんな表示の仕方というものが変わる部分もあるのかもしれませんが。そういう中で、開発局やさらには土木現業所の方にそういった整備ということについても、あわせてお願いをするように努力をしていきたいというふうに思いますので、今後とも場所的などころも含めて思いつくところがありましたら、またご指導いただければありがたいなというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは道路標識の方は、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2番目なのですが、幅が5.5メートルということで、歩道を含めて5.5メートルということだから、そこから1.5メートル引いたらだいたい4メートルぐらい、片側2メートル、2メートルで4メートルぐらいの道路幅なのです。ところが、特に冬期間にあそこを出入りするときは片側しか歩道がないのですが、道路から次の歩道までだいたい30メートルか35メートルぐらい。それを過ぎると両側に歩道がある。そして、横切っていかなければならない。この間30メートルから40メートルくらいなのです。何とか地主のご協力を願ってもう一方も歩道にしたらどうか。つくった方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 現況につきましては、空港線から施設側に入って右側に歩道がございます。

それが2.5メートル、さらにその他に車道部分として5.5メートル。歩道から車道部分まで含めまして8メートルという現況であります。ただ、曲がりましてから左側には、歩道部分はないと。ただ、それが先ほどの図面のところで図示して、このドリーム苑の周辺のところまで行きますと両側に歩道ができてきているような現況にある。今ご指摘いただいたのは、このところこちら側を来て、ここで渡らなければならない。そうではなしに、この曲がった左側にも歩道を設置することが安全の確保のために必要ではないかというご指摘だろうというふうに思います。私どもの先ほど言いましたいろんな道路の線形というものについてもあるのですが、基本的には、現況の道路を改修するということから考え方はスタートしたいというようなことで、地権者の方に何回かご相談をさせていただいたところでもあります。現況は十分ご理解をいただくところまでは、至っていないということでもありますけれども、先ほども申しましたとおり、狭隘になっている道路の現況ということについては、非常に課題があるとそんなふうに認識をしておりますので、改めて地権者の方々にそのことについてご協力いただけるように、再度当たってみたいとそんなふうに思っておりますので、またその点からご指導いただければありがたいなというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 そのように、できないできないと言わないで一生懸命やっていただきたいと思います。思っております。それで昨年10月には老人福祉センターが避難所に指定されました。ところが、あそこ大きな災害が起きたというときには、小学校もまだ当分できそうもないので避難所として老人福祉センターだとか、また海洋センターだとか、武道館などが避難所に指定されるのかなと想定して思うのですけれども、そのときに、車だとかそういう救急車輛、そういうものが来ると本当に入ったきり、なかなか出てこれなくなると思うのです。それで、先ほど説明されたようにプールというか海洋センターから真っすぐじゃなくて、もう少し延ばして、延ばした段階で迂回路みたいなふうにつくった方が、ベターでないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨年大雨災害のときには、宿泊というか避難されて泊まれる方の数と勘案しながら畳の敷いてある場所というようなことを想定して老人福祉センターを昨年の場合は、避難所に指定したという経過があります。もっともっと非難される方々が増えるような場合については、その周り周辺の施設も活用するというのも当然考えられるわけでありまして、今の時代ですから事前に避難をされるという方は、車でもって避難をされる、そういったものの駐車場ですとか、さらには交通の駐車スペースを考えますと非常に狭隘な中で、なおかつ狭隘な敷地、道路になっている。そんなふうに認識をしています。さらに、B&G海洋センターの方については、中でロータリー的に少しまわれるようにはなっておりますけれども、基本的には行った者が、向こう側に抜けることができない道路になってぐるっとまわって戻ってこなければいけないというような道路になっているのが現状でございます。今、議員が言われましたのは、先ほど私が言いましたはなぞの3条線を突っ切ってここにつけるのではなくて、さらに、もっと南側に考えてつけた方がいいのではないかなというようなご意見かというふうに伺いました。まだ、こちらの方は過去に検討したことが正直言ってございませんでした。先ほど言ったようにここでぐるっとまわってくる中でどうか、現実に関ここに張りついている住宅地もあるものですから、現実に関可能なかどうかというようなことを、即答できるような情報、考え方が頭に浮かばないのですけれども、第3のご意見としてその辺について可能なかどうか現地を確認しながら見てみたいと、そんなふうに思います。まだその他にもご提案があれば、この機会に限らずお聞かせいただければ、この地域の交通のことを考えた中で、どのような形がいいのかというようなことを改めて担当課とも十分協議を進めたいと思いますので、またご指導いただければというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇**樫原議員** 一つよろしく検討していただきたいと思います。

次、J Aというか、僕もあまりわからないのですが、われわれ商工業者は、自助努力が足りないで一蹴されてしまうけれども、基幹産業である農業が風邪を引いたとき、本当に本地域、大空町全体が風邪を引いてしまいます。農業が果たす役割というか、もう多大でありまして、合併して1年余りたったわけでありまして、このようなことを町長さんは想定していたかどうかお伺いいたします。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 今回の結果を想定をしていたかということでありまして、昨年の合併、市町村が合併をして、その後、昨年5月に女満別農協、東藻琴農協、オホーツク網走農協の3農協による合併検討委員会が立ち上がった。その以前、数カ月前からその3農協で協議を進めることになったというお話については承っておりました。その中で、今回いろいろな協議がなされたということでありまして、それを想定していたかどうかということでありまして、具体的にこの話が離脱をする中で、2農協だけが合併をするというようなことは、そんなに想定をしていたわけでは正直言ってありません。ただ秋口ぐらいになりましてから、いろいろな意見を聞く機会があったときには、簡単にその20年2月というようなところで合併の了解が各農協とも取りつけられるかということになるかと少し課題もある。具体的に言いますと女満別農協においては、いろんな意見があるのではないかなという話は伝わってきておりました。ただ、そうは申しまして合併検討委員会を立ち上げたというようなことで、理事会等のお話も聞いておりましたので、そうはいいながら3農協で合併というような結論が出されるのかなというふうに、こんな感じでございましたけれども、懇談会をやる直前においては、各地域の状況というものが町にも伝えられるような状況になった折には、かなりいろんなご意見があって難しい部分が出てくるのかなとそんなふうに思っております。ただ、そのことがすぐさま3者での解散というようなことになるというところまでは、正直いかないのかなと、こんなふうに思っていたところであります。それは時期の調整だとか、そういうようなこともひょっとして意見としては出てくるのかなと、このような思いを抱いていたところであります。

◇**議 長** 15番、樫原達也議員。

◇**樫原議員** それでは、もしかして農協が合併した場合、東藻琴の組合員さんの方が、補助金事業を申請したいということで組合員の人は、J Aオホーツク網走に行って相談したと仮定して、まあいいでしょうということで、J A網走の人が大空町に来て申請手続をするのかどうなのか。そのとき、どうするかなと思うのですが。そのことをお伺いいたします。

◇**議 長** 町長。

◇町 長 補助金の種類にもよりますが、例えば天災資金をお借りになって、その利子補給等を町が行う場合については、農業者団体が代表してその補助金の申請をすることになりますので、このような場合については、例えば、今回の合併が終わった後については、東藻琴の農業者の方々の分については、オホーツク網走農協から申請が上がるというようなことになると思います。女満別については、女満別の農業者については、女満別農協からその申請が上がってくるというような形になるだろうというふうに思っております。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 はい分かりました。次に農業担い手育成センターというか、事業というか、それで今年も負担金を補助しているわけなのですけれども、この東藻琴地区はオホーツク網走に合併した場合、事業費がオホーツク網走に負担金補助になるのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、農業後継者の対策に関しては、農業後継者対策推進協議会と担い手育成センターと2本立てで活動しているというふうに認識をしておりました。その中で、具体的なそのことについて農協と協議したことはございませんけれども、女満別地域の方が今のままの状況でいきますと、担い手育成センターに対して町が例えば負担金を支出する。さらに女満別町農協もその育成センターに負担金を支出をする。その中で運営する。さらには農業後継者対策協議会については、町としてそこに補助金もしくは負担金だったかと思いますが負担をする。合併をしたとすれば、そのオホーツク網走農協というのでしょうか、東藻琴農協との合併した農協がそこにやはり負担金を出して、運営をするということになるだろうと思います。ただ、やり方として、その形が望ましいかどうかということで今後その農協を含めてまた地元の農業委員会も当然関係することでありまして、さらには行政機関もかかわってくるというようなことからいけばそういうようなものの組織をどうするかというようなことについては、議論していかなければならないとこんな場面も出てこようかとそんなふうに認識をしております。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 本当に難しい問題ですね。私も質問しづらいのですが、この辺でやめます。

◇議 長 町長。

◇町 長 現実には、大きな規模の農協が全国的にはたくさんできてきています。市町村規模も従来から見ると市町村合併が進んで、大きくなってきている。その中では、

必ずしも行政区域の中に農協組織のエリアがあるとか、逆に農協組織のエリアの中に入うまくはまった形で行政の界があるということだけでない部分も出てこようかと思えます。農業と一緒にどうかは少し議論があるところでもありますけれども、漁業協同組合のように、実際には軒を連ねて並んでいる漁家の方々が1軒おきに別な漁業協同組合に加入をしているというような場面も多々あります。たまたま仕事をされる漁業区域が沖へ出たときにバラバラになるとか一緒になるというようなことなのかと思います。そういったものは、一つ一つ整理をする意味でも先ほど言いましたように行政や農協機関がこの集まって協議をする場を設けながら、そういったものについて整理をして皆さま方の混乱のないように対処していくように、合併が正式に決まったような場合については、そんな取り扱いをさせていただきたいと、そんなことを今内部で話をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ◇議 長 これにて榎原達也議員の一般質問を終了します。
これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

- ◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時08分

平成 1 9 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成19年 6 月19日
- ・ 開 会 平成19年 6 月19日
- ・ 閉 会 平成19年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町長	長	福祉課長
副町長	長	農政課長
総合支所長	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課長	長	住民生活課長
企画課長	長	保健福祉課長
財政課長	長	東藻琴国民健康保険診療所長
財政課参事		東藻琴事務局長
住民課長	長	産業振興課長
		建設水道課長
		総務係長
教育長	長	生涯学習課長
女満別教育センター所長	長	監査委員事務局局長
女満別地区農業委員会会長		東藻琴地区農業委員会会長
女満別地区農業委員会事務局局長		東藻琴地区農業委員会事務局局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成19年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、7番、坂本一光議員及び8番、元木良一議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、他の用務により、厚海副議長及び浜名副町長が中座をします。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に一般質問を許します。

9番、深川 昇議員。

◇深川議員 それでは一般質問をさせていただきます。大題目といたしましては2項目。

まず1項目目の大空町の観光の今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。大空町の今後の観光のあり方について、現在の両地域の観光の整合性と方向性の考え方をお聞きしたいと存じます。予算も厳しい中、他の事業との投資と効果の考え方をお聞きしたいと思います。

昨日、前出の議員から、女満別地区には4つの都市公園、そしてさらに農村公園の二つ、さらに東藻琴地区においては2つの公園があることはお聞きしたところでありますが、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

2点目については、これは継続してお聞きをしておりますけれども、行財政改革の

進行状況について、現在までの進行状況と今後の考え方、またまちづくりについてお聞きをしたいと存じます。さらに、この行財政改革に伴うか伴わないかは別といたしまして、地域住民からは、旧東藻琴村、旧女満別町の合併は吸収合併なのか対等合併なのかと、こういった意見も少なくないわけでございます。こういった意見には、いろいろな要因が含まれ、立場、視点、そういった角度から一概には判断はできませんけれども、そういった不安を持つ住民が少なくないことは事実であり、この場で町長から明確にお聞きをしたいと存じます。さらに、当面は本庁、この総合支所を継続していきたいという話ではありましたけれども、この本庁、総合支所の今後の行政システムのあり方についてお聞きをしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目、大空町の観光の今後の考え方ということでございます。ご質問の中に、女満別、東藻琴両地区にはいくつかの公園があると、その整備、また管理の考え方ということでございます。これらの公園、女満別地区には6公園、東藻琴地区に2公園ということでありますけれども、設置目的や位置、さらには規模や施設、設備のおおの異なっております。その公園にあった管理方法という中で、適切に維持管理をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。整合性と方向性は、トータル的にバランスを取るというような考え方ということもあるのかと思いますけれども、何をもってバランスということになるかというのは非常に難しいかなというふうに思っております。経費の面でいえば、先ほど言いましたように、いろいろなものが違うということから、なかなかそれを均等に扱うということは無理なのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

芝桜公園というものは、私は大変重要な公園だと思っておりますし、同様にメルヘン公園や朝日ヶ丘公園なども、町内の町民の方々が利用する場以外に、多くの町外の利用者の方に使っていただいている公園として重要な公園ではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

芝桜公園につきましては、本年度、遊具の修繕、また老朽化したものの撤去、ベンチの設置、また、舗装、トイレの塗装、休憩者用のユニットハウスの購入、看板の設置、遊歩道の整備というようなところを行っているところでもあります。

今後、有料期間が過ぎました後、法面のシバザクラの植栽、また道路の補修と改修

等を行っていききたいと考えてございますけれども、まだ経費の面が十分算出していないという中で、どこまで取り組めるかというようなことを考えているところでございます。

今年の芝桜公園については、38日間の有料入場期間ということで、昨年より9日増えておりますが、5月の土曜、日曜というのが非常に天候が悪いというようなことで、入場者数につきましては、9万7,714人ということで、昨年より853人減っているような状況が報告をされております。

全道的に観光客の減というふうなことも言われておりますけれども、特にオホーツク、釧路地方における観光客の入込み客数が少なくなっているといえるでしょうか、前年と比べて減っているということが言われております。これは、平成17年に知床の世界自然遺産が登録をされ、一時的に上がったということとの比較もあるのかもしれませんが、少し入込み客数が減っているということが報告されている現状にあります。

この5月のシーズン、私どもの東藻琴における芝桜公園、また滝上町の滝上公園、上湧別のチューリップ公園など、花を題材とした観光が行われているわけでありまして、私どもは、昨年度から見て有料入園者数が約9万6,000人、先ほどは、そう入場者数で報告いたしましたけれども、有料入園者数が9万6,000人ということで、前年比99.4%であります。滝上につきましては、同じく有料入園者数が5万9,300人ということで対前年比97%、上湧別におきましては、9万2,100人、対前年比96.5%というようなことで、軒並み5月の天候が影響したというふうに思われますけれども、減少してきているような状況にあります。

こういった中で、どの公園についても非常に大切な財産であります。特に先ほど言いましたこの3公園については、町民の方以外にも多くの方々にご期待をされている公園でもあらうと思っておりますので、そういった中で今後とも適切に管理をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、行政改革の関係についてでございます。

まず、女満別町と東藻琴村の合併は、吸収合併であったのかということでご質問をいただきました。旧東藻琴村と旧女満別町の合併は、合併協議において新設合併ということにおいて合併協議がなされ、その同意のもとに合併を行ったという事実はこの一点であります。編入合併、つまり吸収合併ではないということでもあります。対等という言葉、非常に難しいわけでありまして、何ををもって対等というのかという定義はいろいろあるかと思えます。人の数なのか、何かの金額なのか、何かの回数なのかということで、そここのところは非常に難しい判断と言いますでしょうか、解釈の仕方があるのではないかと思いますけれども、新しく大空町というものが間違いなく誕生したわけでありまして、紛れもなく新設合併であったと、私はそのように思っております。

また、行政改革の進行状況でありますけれども、2月に大空町行政改革推進委員会を設置し、4回の審議をいただきました。そして大綱の答申をいただき、3月の末に策定、決定をしたところでございます。大空町の行政改革の推進計画も合わせて策定をし、平成19年から24年までの5年間の期間で、この計画を推進していこうという内容になってございます。この中には、46項目の推進計画が盛り込まれておりま

して、19年度において検討、実施するものもありますし、さらには年次を定めながら進めていくものもございます。内容については、随時見直しをすることといたしております。また進捗状況やその見直しの内容等につきましては、先ほど申しました行政改革推進委員会に適宜報告をしながら、さらに町民の皆様、また議会にもご説明をして進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、総合支所でありますけれども、以前にもお答えをしておりますけれども、現時点においても総合支所方式というものは必要な方式であると、そんなふうに思っております。いつまで考えているかといいますと、最低でも新町建設計画の期間中は、総合支所方式というものが良いのではないかと、そんなふうな現時点でも判断をしているところであります。そういう関係から、4月の異動等においても、人員等についてはそのまま現有維持という中で今日に至っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

9番、深川 昇議員。

◇深川議員 はい。それではまず1点目の観光の今後のあり方についてでございますけれども、合併をいたしまして2年目に入っているところでございますけれども、各両地域のそういった公園のあり方、あるいはシステマ的にもなかなか現場を見る機会というのがなかなか少なかったこともありますけれども、ここにきていろいろな形の中で自分自身が目にすること、あるいはそこに携わる方を含めて、それなりに見ているわけでありますけれども、ただ一番心配する場面、先ほど町長は、大変気を遣っていただきまして芝桜公園のことについてかなり詳しく報告をしていただきましたけれども、今後について、ただ合併をして大空町として例えばメルヘン公園、朝日ヶ丘公園も含めてそうでしょうけれども、芝桜公園も含めて若干のトーンダウンをしたということはこれは紛れもない事実であり、大空町のメルヘン公園なのか、女満別のメルヘン公園なのか、これはやはり女満別町のメルヘン公園というイメージがやはり現状まででは強くなってきていると思われま。これはこの地域的なものではなくて、外部的な形を申し上げているのですけれども、ここにやはりそういったことも含めて情報発信、あるいは知名度のアップに関するお考えがあるのかどうか。なかなか大空町と言いましても、近郊エリアに関しては情報発信するでしょうし、交流もありますから、それぞれ知ってはいただけるとは思うのですけれども、やはりもう少し広い意味での情報発信についてお考えがあるのかどうか、さらに情報発信とすれば、物であったり観光であったりいろんなことがあると思うのですけれども、そういった考え方があるのかどうかお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 公園は、大空町女満別メルヘン公園、また大空町東藻琴芝桜公園ということ

で、大空町のメルヘン公園、大空町の芝桜公園だけでは、なかなか多くの方にまだまだなじみが薄いというふうに思いますので、女満別をつけたり東藻琴をつけたりしながらPRしていくということが大切ではないかというふうに思っております。

こういうものは、一朝一夕になるものではないというふうに思っていますので、大空町の名前を売ることと合わせて、公園等もここにあるということを多くの皆さんに知らしめるように努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともそういうスタンスで取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 非常に私も自分の所管として、こういった質問をするというのは非常に危惧をしているわけでございますけれども、現状を把握して見てみますとやはり予算の関係もございますでしょうし、やはり極端にメリハリをつけるというのは非常に至難の業かと思うのですけれども、やはりそういったものをやはり何かを核として、やはり情報発信をしていくというのがやっぱり常ではないかと思います。トータルバランス的に平均して上げていくというこういう方法もあるでしょうけれども、やはりある程度予算も限られた中で、なおざりにするという意味ではなくて、やはり一挙集中した形の中で情報発信という考え方もあるかと思われませんが、その辺も含めて今後についてそういった考えで進められるかどうか確認をしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 核となるのは、やはり私はシバザクラだというふうに思っております。この前、副町長とも話をしましたけれども、公称8ヘクタール、面積的には全国2番目というふうなことが言われておりますけれども、本当にそうなのだろうか、もっと実は面積が増えているのではないかと、もう一度検証をしてみなければいけないのではないだろうかと、そんなふうな話もしました。

芝桜公園につきましては、前にもお答えを申し上げた部分もありますけれども、やはり1番目に大切にしなければならないのはシバザクラそのものだと、そんなふうにしてまずそれをしっかりと今後も大切にして、それをもとに情報発信をして行くということになろうと思います。

過去の議会において、その整備についてどんなことを考えているかということでお話をした経過もあります。そのときには民間の誘致ということについても当たっているというようなお話をいたしましたけれども、なかなか現実、簡単に誘致をするということは難しい現実であります。当然、今言いましたようにシバザクラの更新、そういったものとか雑草の除草、それからシバザクラの色彩分け、法面の植栽というものが大前提ではありますけれども、その他にも整備しなければならないさまざまな項目と言いますか箇所、そういったものがあるだろうと、そんなふうにあります。現在、整備の方針等を副町長を中心に検討をしているところでもあります。そういった考え方がまとまりましたら、皆さんにもその内容についてご議論をいただい

て整備を進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご了解を賜りたいと
そのように思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 決して芝桜公園に執着をしているつもりはないわけですが、この素晴らしいこの女満別の地区に関しましても、メルヘン公園があり、朝日ヶ丘公園があり、あるいは湖畔の公園があるといったそういった形を確認をしているわけでありまして、そういったものも含めて今後、総合的にやはり観光としての情報発信ができるようなそういったシステムをつくり上げた方がいいのではないかと。やはりこれは東藻琴地区に言われますけれども、ここ数年以前から、観光に対しては若干後手に回った感覚もございます。観光というものは後手に回ると立ち直すということはかなり至難の業でございますし、両地区にこういったものがあるわけですから、住民の感情論、そういったものも含めていろんな形の中で今後、総合的にやはり計画を立てたらどうかと思うわけですが、その辺について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 観光的な町外の方々がご利用いただく公園、もしくは公園的なものとして芝桜公園、さらには朝日ヶ丘公園、メルヘン公園、女満別の湖畔というものと、おのおのお互いの地域が、地域といえましょうかその場所で情報発信をしながら、さらに今言った観光資源になり得るところがさらに情報の連携をしていかなければならないというようなことではないかと思えます。昨日の中でも、さらにそれに空港を加えて誘導をうまくすることによって、多くの方が地域の中で長い時間滞在をしていただける可能性があるのではないかと。そのようなご質問もありましたので、そういうところについては、看板等も含めてさらに情報連携ができるようなそんな取り組みをさせていただきたい。一つには、産業開発公社の中に乳酪館業務も入れさせていただきましたけれども、そういう中で各所においてそういったものの販売、また案内ということができるようになったのも一つではないかと、そんなふうにも考えてございます。そういう中で、各地域の公園おのおの課題を抱えてございます。芝桜公園でありますと、湧出しております温泉等の活用、古くなった施設の整備、さらに朝日ヶ丘公園であれば花卉公園の取り扱い、メルヘン公園であれば販売ブースの拡張と、いろんな課題を抱えているところでもあります。そういったものを総合的に均等にということにはならないというふうに思っておりますけれども、おのおの必要な箇所には必要なたこ入れを今後もしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいとそのように存じます。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 1点忘れておりまして、空港をもう少しではなく、大々的に利用と言っては

言葉があればでしょうけれども、大々的にやはり活用して、やはり宣伝の一環に使うべきだと、このように考えております。それを含めまして、今後について期待をさせていただきたいと、このように思います。

続きまして、行財政改革のことについてご質問をさせていただきます。

大変失礼な質問ではあったかと、このようには思うわけでありますけれども、明確に新設合併であるということをお答えをいただきました。これはやはり住民の目線からするとそういった意見は本当に少なくないというのが事実であります。なぜかといいますと、いろんな形の中で分析を私なりにするわけですが、やはり小さい町村においては、やはり行政、役場というものが核となって、やはりその町というものは形成されていると思います。またそれに関連をする企業、あるいは団体、そういったものによって形成されている、そういったものがなくなることによって、やはり経済状況そういったものの活性化についてもそうですけれども、やはり衰退をしていくということはこれは紛れもない事実であります。ですからそういった不安になるべく少なくなるようなシステムづくり、あるいは考え方を期待しているというところが住民の実感ではないかと思えます。さらに当面は総合支所方式をしていくという形ではございますけれども、やはりその間に何回も言われるとおり、ある程度バランスの取れたそういったまちづくりも、まちづくりと言いますと幅が広くて失礼ですが、そういったことも含めて、やはり行財政改革の素案づくりと申しますか、これは恐らく総合計画にもリンクはするとは思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 従来あったものが形態が変わったり、さらにはなくなっていくということは、いろいろな機関、団体等で大変感情的には寂しい部分もありますし、実態として地域の活力がそがれるようなそういう形になるということは、この合併に限らず、国の機関や道の機関の統廃合というようなところ、また企業の撤退というようなことを見ても、そのようなことが伝わってくるのではないかと、そんなふうに思っております。そういうようなものを、実態はそういうような形にならざるを得ない場面もありますけれども、それを気持ちの中で感じられないような、また別な活力が感じられるようなそんなまちづくりをしなければならぬということではないかというふうに思えます。

私は、前段の議会の答弁でも申し上げたことがあったかと思えますけれども、全て公平か平等かというときに、量で計りますとそれは必ずしも同じになり得ない場面も多々あると。しかしそこに質というものを加えて、そういった中で人の感情も含めて対等な意識、平等な意識というものが培われるような、そんな仕組みづくりといいましょうか、対応をしていかなければならないのではないかと、そんなふうに考えているところであります。そういったことに配慮を加えながら、これからの行政の経営、運営というところにあたってまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

前後いたしましたけれども、空港の活用でございますけれども、空港につきまして

は、先ほどいわれた公園とそれとは別の意味を含めながら、非常に大空町にとって大きな財産になる資源であると、そんなふうに考えてございます。実際の管理運営は北海道でありますけれども、地元にある関係上、いろいろな関わりがでできます。ビルそのものの運営といいましょうか、そこに関わる者。また周辺地域におけるその地域の活性化かということもあります。いろんな角度からこの空港というものもしっかり結びつけて対応していきたいと、そんなふうに思います。これが地域の活性化の大きなバロメーターになる部分もあるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 バランスの面で数値的なもの、あるいはおっしゃるとおり物質的なものでバランスを取るという意味ではなく、そういった形の中でやはり若干のフォローをする場面があってもこれはしかるべきではないかと。これは言葉で言うのは簡単ですが、受ける側との関連もございまして、その辺は複雑でございまして、そういった場面があつてしかるべきと、このように私は考えております。それがまた、バランスの価値観でもあるのかなと、このように思っているわけですが、さらに前々回でしたか、総合支所の職員の元気がないという形の指摘をさせていただきましたけれども、システム的にやはりその辺も関係をしてくるのかなと。やはり支所方式になりますと、内部のことで大変恐縮ではありますが、システム的にやはり大概のものが本庁舎の了解を得なければならない。いくら総合支所の方で裁量権があったとしても、ある程度その連絡調整そういったものを含めて、そういった非常に言いにくいことですが、力関係は当然出てくることになると思います。そういった中でやはりある程度の裁量権がなければ、やはり職員の能力、活力、あるいはやる気といったものを引き出すのに、やはりそれが何て言いましょうか、歯止めになるような場合も出てくるのではないかと、このように思うわけですが、そういったことは現在のところはないのでしょうか。町長の今までのちょっと見方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 いろいろな部分でフォローするべきだと。そのように努めているつもりでありますけれども、受け取られる側の方々から見ればまだまだそういった部分が足りないというようなことなのかなと、そんなふうにも思います。

私は、そういうようなことも大切でありますし、必要なところに必要な支援なり応援をする、またそういう仕組みづくりをしていくということが、まちづくりの本質ではないかと、そんなふうにも片方では思っています。ただ合併をしたというふうな中で、今までと環境が大きく変わる中ではいろいろな人の感情に照らした対応ということも当然必要ではないかというふうに思います。まだまだ努力が足りないというこ

とであろうかと思しますので、さらに努力を加えてまいりたいと、そんなふうに思います。

役場の中で、総合支所の職員が元気がないというふうにご覧になっているということでもありますけれども、私も旧東藻琴村時代の庁舎の雰囲気というものをつまびらかに承知しているわけではありませんので、比較がなかなかできないわけでもありますけれども、一般論で言いますと職員のやる気というのは、給与であつたり、ポストというようなものもあるのではないかと思います。また仕事の内容というようなものも、そのやる気につながってくるというふうに思っております。しかしいろんな部分で、確かに専決権だとか、それから支出命令における財政の中の支出命令の収入もしくは支出の命令の権利、そういったものについて差がございます。しかし総合支所とそれから役場というところの比較をしますと、住民の方々にご不便をかけないようなそんな配慮はなされている内容になっていると、そんなふうに思います。ただ個人個人の職員でいけば差が出てくるというのはあります。しかしこれはですね、組織の効率的な運用をしていく中である程度仕方のないことだと、私は組織論から言えば、そのようにも思っているところでもあります。

また、職員のやる気ということでは、これは人事管理上必要なことで、いかに士気を高揚させていくかということも管理者としての役割の一つでありますので、そこは十分意を払っていかねばならないわけでもありますけれども、そのことで町民の方にご迷惑をかけているというようなことがあれば、それは言語道断、許されないことではないかと、そんなふうに思います。もしそのような場面が、議員各位でも見られるときがありましたら、私どもにもまたお伝えをいただきたいと思います。私どもの方から、そういった組織の管理のあり方、さらには住民対応と本人の士気高揚のためにいろいろとお話をさせてもらいたいと、そんなふうにも思っております。そんな中で人事管理と、さらには町民の方々の対応と、両面を考えながら今回のような仕組み、システムというような形にしましたことをご理解賜りたいと、そんなふうにも思うところでございます。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 私としては、決して個々の職員を指摘するつもりも気もさらさらなく、そういった形の質問をさせていただいているつもりは全くございません。これはやはり、行政のシステムですから、ここまで踏み込むというのは、かなり失礼な場面も出てくるとは思いますけれども、やはり町長が言われるとおり、そういった組織の中で仕方のないこと、そうせざるを得ないということは、これは理解をしているわけですが、それだけではなく、ただやはりそういったシステム中にでも、やはり町長をトップとして、副町長が2名として、あるいは総合支所長をもって、あるいは職員も現状としては削減されたわけではなく行政が動いているわけです。その中でやはり、もう少し動きやすいと、まあちょっと表現が悪いですが、そういったシステムづくりをなされた方が全般的に良いのではないかなと。それが何が原因でどうだということではなくて、やはりそういったシステムづくり自体にも、理解はするところなん

ですけれども、やはり役所というものは上意下達、そういった方式が主でありますからこれは理解をするのですけれども、例えば前回も言いましたけれども、いろんな意見が下から上がってこれのようなシステム、あるいはそれは総合支所からもいろんな意見が上がってくるようなシステムをある程度つくった方がいいのではないのかなと、このように思うわけです。決して今行われていることがだめだという考え方ではございませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご指摘をいただきましてありがとうございます。職員もしくは職場としての意識高揚といいましょうか、やる気ということであります。人事については定期的に行うものと、また必要に駆られて行うものというような中で適宜行う生き物のようなものでもありますし、また機構というものも永久不変のものではなくて、やはりその時代にまたそういったところにあつた中で変化をしていくものというものもございます。そういう中で、いかに職員が自由闊達に意見交換ができるか、またその雰囲気づくりというものも私に課せられた大きな役目であると、そんなふうにも思うところでもあります。是非そういうようなこと、今具体的にご質問をいただきまして、具体的にこうすれば良くなるという形のものとはご答弁としてできないわけでありましてけれども、言われております趣旨については十分理解をいたしますので、何とか努力をしてまいりたいと、そんなふうにも思うところでございます。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川 昇議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 一般質問も最後でございます。今しばらくご辛抱を願いたいと思っている次第であります。

質問に先立ちまして、私事であるのですけれどもきのう、新ひだか町長の酒井さんと電話で話す機会がありました。ちょうど新ひだかの町議会も会期に入っておりまして、いろいろとちょっと情報交換をしているときにですね、やあ小島、やっぱり首長というのは本当に大変なものだということをおっしゃっておいりました。そういう意味で、議員の時のの方が気楽だったというような趣旨であつたのかなと思って、改めて感

じるところがあった次第であります。そういう意味で山下町政、大空町が議会にとってはこれで一年目になるわけでありまして、いろいろなご苦労もあるということで、敬意を表しておきたいというふうに思います。

通告に従いまして、対話と協働について質問をさせていただきたいと思います。

私は18年の、昨年ですね、6月の第1回定例会におきまして、町政執行方針についての質問の中で、協働について町長から答弁をいただきました。

町長は、まちづくりの主役である町民の方々を中心に、情報を共有しながら一緒に汗を流したり、知恵を出し合ってみんなで新しくつくり上げていくスタイルが協働の姿ではないかと認識しており、いろいろな意味で対話を重要視しながら行政運営に努めたいと答弁されたわけであります。

一年を経過いたしましたして、そういうことの観点と言いますか、見方からですね、どうなっているのかということに触らせていただきたい、点検させていただきたいと、こういうふうに考えているところであります。そして私はそのときに申し上げました。行政自らが、町民の目線で物事を進める気持ちと意識が必要であると考え、指摘しておいたわけであります。さらにこの一年間、議会での一般質問、あるいは常任委員会、その他各種会議での指摘や提言がどう生かされているのかと、そういう観点で通告に従いまして、Aとして、町長の理念をもう一度お聞かせ願いたいと思う次第であります。

Bといたしまして、いわば町長の信念であり、山下町政の戦略的課題と言いますか、基本的なコンセプトと言いますか、そうした対話と協働に対する職員の意識と行政機構のあり方についてもお聞かせを願いたいのであります。

そしてCといたしまして、対話と協働の前線指揮官だというふうにいっても良いと思うのでありますけれども、二人の副町長の果たす役割についてもお聞かせを願いたいと思います。

私は、通告で大変長く、いろいろと詳しく書いたつもりでありますけれども、そのことが逆にいろいろと煩雑さをもたらしているかもしれませんので、どういう趣旨でDからJにわたってですね、例示された七つのケースについてどんな考え方を持っているのかということをこの機会に申し上げたいのであります。もうご理解をいただけたと思いますが、対話と協働の精神に貫かれた行政運営をどのようにされてきたのかということをお伺いしたいと趣旨で、七つのケースを上げさせていただいております。

その1といたしまして、火葬場についてであります。これにつきましては、3月の予算審議の中でも住民の立場から、火葬場の炉が1基だけでは不十分ではないかという趣旨の指摘をしていたところであります。その後の検討結果といいますか、そのことはどうなっているのかということをお尋ねしたい。

その2といたしまして、指定管理者制度に関わる協定書の開示につきましては、1月の臨時会におきまして、同僚議員の質疑の答弁として当時の濱名助役から、協定締結後直ちに開示については対応することとしたいという答弁がありましたけれども、数ヶ月を経ても私が質問の通告時の締め切りの12日に至るまでも、対応がなかったのはなぜなのかということをお伺いしたいのであります。

その3といたしまして、地球温暖化防止の市町村実行計画についてであります。3

月の定例会におきまして、これもまた同僚議員から指摘があったところでもありますけれども、町長はその実行計画の法的な解釈についてはいろいろな考え方があるというような趣旨で、解釈論議もあって言語が左右されておったというふうに認識をしています。ところが5月21日付けの道新報道によると、これもまたそういうことなのでしょう、道内7割未策定との記事が出ておりました。サミットでの安倍総理のリーダーシップからすると来年の洞爺湖サミット、テーマが環境ということになってございますけれども、早急に策定する必要があるのではないかと、このように私などは受け止めているわけでありまして、そのことについての進捗状況はいかがになっているのか。

その4といたしまして、農協との協議調整についてであります。3月定例会において私の質問に町長は、今後は両組合のトップの方々と意思の疎通を図るよう対処してまいりたいと、このように答弁していただいております。私はそのときの趣旨は、女満別J Aと東藻琴J Aとの合併の道はないかという趣旨で、そういう方法もあり得ないのかという意味合いを含めてですね、町長のリーダーシップを期待しているということを申し上げたつもりであります。そうした私の提言の方向は、現在の時点でどのように、どう努力されているのかということをお伺いしたいのであります。さらに今、濱名副町長もお戻りになったようでありまして、今会期中に、大空町女満別総合家畜品評会が議会の2日目と重なることについて、共催者である行政に対する農協よりの連絡調整はどうなっているのかということをお伺いをさせていただきたいと思っております。

その5といたしまして、案内標識等についてでございます。同僚議員が別な観点からこのことについて一般質問を前日やっておりますけれども、私は別な観点から、合併をして両地域、東藻琴と女満別の融合と一体感の醸成はすべてのことに優先する事項であると、私はこのように考えておるわけでありまして、依然として東藻琴村、女満別町の案内板、看板、標識、公共施設の名称等々が大空町にはなっていないという異常事態が続いていると言ったらいいいのでしょうか、いたと言ったらいいいのでしょうか。そのことに何も不思議さも疑問も感じない職員の皆さんの意識が問題だというふうに考えておりますが、その点についてお伺いをさせていただきたい。さらに行政と密接な連携協調をしている各種団体の案内、看板、のぼりなども同様の傾向が見られる。そういうことについてどのようなご指導をしているのかをお伺いをさせていただきます。

その6といたしまして、人材バンクについてでございます。このことにつきまして、女満別町時代には生涯学習人材バンク、東藻琴村においては生涯学習リーダーネットということで、最終的に大空町生涯学習リーダーネット要綱というものをつくって進めているようではございますけれども、このことにつきましては登録実態が不十分と聞いております。このことについてもあわせて教育長にもお聞かせ願いたいというふうに考えている次第であります。

その7といたしまして、これもまた要綱によって学校評議員制度について取り組みを進めているようでありまして、父母及び地域住民への説明周知がどう行われているのか。言わば、学校に対する外部評価の一つの基準になるシステムだというふ

うに私などはむしろ評価しつつ考えているところでございますので、その点について教育長にあわせてご答弁を願いたいというふうに考えている次第でございます。その6とその7については、そのように考えてございます。それ以前については、町長から忌憚のない率直なご答弁をいただきたいと、このように考えている次第でございます。以上で1回目を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、対話と協働、私の理念についてということでございます。その対話と協働の考え方は、今議員がご指摘といいましょうかご質問の中で話されたとおりの内容と、そのように思います。思って、今でもそのことについて形づくりのために努力をしたいと、そんなふうに思っております。対話というのは、行政と町民また議会その他いろいろなお立場の方がいらっしゃいますけれども、同じレベルでその情報というものを共有をしながら、そして論じ合う、汗をかくという姿勢であり、まちづくりそのものに生かしていくためではありますけれども、その主体はあくまでも町民の方々が主体であって、それを支援したり応援をしたり補完していく、そういうところに私も行政の役割があるという認識を持って仕事にあたっていく行かなければならないということであろうと、そのように認識をしながら取り組んでいるところでございます。また常日頃から、私がいろんなところで話をする機会がありましたときに申し上げておりますのは、まちづくりというのは基本的に愛情から生まれてくるものだということを申し上げます。まちを愛し、そして人を愛するところからまちづくりが始まるという理念を持って取り組んでいるところでございます。これは女満別町時代の第4次女満別町総合計画に書かれている内容と同じくなる内容でありますけれども、当時その担当者として策定にあたりました私が文案をつくった内容であります。それは私自身の信念といいましょうか、そういうものを文案として出させていただいた中でご議論をいただき採用されたものと、それを今も持ち得ながらですね、まちづくりにあたっていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

常日頃から職員には、住民の方々と同じ高さの目線でもって、いろいろなものを考えたり実行したり、そういうようなことをしていかなければならないと。対応というのは誠実を持ってあたらなければならぬと、そんなふうにも伝えているところであります。また議員方々からの一般質問、これは町民の方々からの一般質問であり、一般質問という手法は、その政策実現の議員の方々としての実現手法であると、私はそのように思っておりますので、その対応、約束を軽んじてはならないと、そのようにも伝えております。議会が終了しましたおり、管理職、課長職を集めまして話す機会も、この議会の場で一般質問をいただき、さらにご答弁を申し上げている内容は、議員と私との約束ではなくて、町民の方々と行政機関としての約束になると、そういうことを誠実に実行できるように努力をしていかなければならないというようなことを申し上げております。その中で具体的な業務の目標を持ち、スケジュールを立て、計画的にそのことにあたっていく。さらにその過程を含めて、その進捗状況を含めて、

町民の皆さんにお知らせをしたり、議会に報告をしたり、また課題等について伝えていくというようなことを繰り返しながら、行政の経営にあたっていかなければならないと、そんなふうに伝えているところではあります。しかし今現在、そのことが十分に実行できているかという、なかなかそういう私の理想と掲げるところまで至っていないのも現実ではないかと、そんなふうにも思っております。私自身まだまだだと、そんなふう思うところでもあります。正直に申し上げまして、なかなかそういうようなものの進捗が目に見えてこない、進んでこない中では、私自身非常にイライラすることももちろんあります。職員の部署に向くときもありますし、職員を呼び寄せて話をするときもあります。また自らそのことについて、企画をしてペーパーで職員に配布をする、またそういうことばかりでは、職員の管理上も問題があることもあるのではないかというような思いもありながら、ぐっと見守るときもあるのも事実であります。そういう中で対応している状況だということで、ご理解を賜りたいと思います。当然、行政の中にあるいろんな課題は、常に平準化されてやってくるのではなくて、非常に部署によっては、時期によっては非常に忙しくなったり、またそうではない時期もあります。そういう中で、機構というものは耐えず生き物で動いてはいますけれども、なるたけ臨機応変に対応していかなければならない、そういう側面を持っているのではないかと。これは当然、人事というところとも関わってきますので、十分熟慮、熟考しながら対応しなければならないと、そんなふうには思っておりますけれども、そういったメリハリを柔軟に対応していくことということも必要ではないかと。例えば本日付けでありますけれども、福祉課に1名増員をして後期高齢者の医療の連合の準備作業等にもあたらせるような発令もしたところでございます。そういう中で対応しているということで、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の副町長の果たす役割ということでもありますけれども、ことしの4月1日から、従来は助役という職でありましたけれども、副町長に変わりました。自治法上は、副町長の権限というものが従来の助役よりも強化され、私の命を受け政策や企画につきまして、関係部局の指揮監督ができるということになっておりますし、また委任を受けて、私に属する権限の事務の一部をですね、采配を振るうというようなことも可能になってございます。大空町といたしましては、具体的な踏み込んだ取り組みというところは明確にはしておりませんが、そういうようなことも踏まえながら今後対応できるように機構の中の役割として使っていきたいと、私自身はそう考えてございます。しかし事務の総括責任者という立場が一番ウエイトの大きなところではないかというふうに思っております。私の意向や判断の範囲の中で、議会の対応を含め各関係課への指示や調整と、そういったものを担う役目を担ってもらおうと、そんなふうに思っているところでもあります。しかしながら私自身の人間性という部分、逆に邪魔をしてそういうところが十分に機能していないというような部分もあるのではないかなと、最近そんなことを思うところが多いわけでもあります。そういった中で私自身、試行錯誤しながらこの副町長となった役割の部署の活用といいましょうか、使い方といいましょうか、そういうものに取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以下の項目については、具体的なこととなりますので、その後の検討状況等につい

てお話を申し上げたいと思います。

現在、大空町の葬祭場につきましては、東藻琴地区にある葬祭場を使ってございます。平成5年の3月に建設されたもので炉は1基ということでございます。当時、東藻琴村の年間のお亡くなりになる方々の数が20名程度ということで、重なって使われるということがほとんどない状態でございました。一方、旧女満別町の火葬場につきましては、現在稼動休止いたしまして、本年度解体をする予算を計上させていただいているところであります。私自身も2炉あったらいいなと、端的に申し上げますとそうは思っております。一つには、故障をしたときなどの代替として1炉ではすぐ対応はできないのかなと、そう思うところもあります。また1炉ということで、葬儀の日程等が重なるような場合については、調整を行っていただいておりますけれども、どうしても不都合な場合については、町外の施設を利用しなければならないというような状況になることも承知してございます。そういった件数については、昨年度は、町内83人の方がお亡くなりになっておりますけれども、調整をしてもなおかつその時間的なものが十分ではなくて、町外で火葬にふされたという件数が1件ございました。そういうような状況もあります。住民の方々からは不安や不便というような部分が出てくる部分もあるのかなと、そんなふうにも思っております。ただ現在は、いろんな方、町民の方々も含めご理解を重ねながら何とか調整をさせていただいているところでございます。概算でありますけれども、もし2炉建設をした場合どの程度の予算がかかるのかということで見積もりを取ったり、概算で積算をしてみましたところ、現在のところに2炉設置をするということでいけば、7,000万円程度かかるのではないかと。さらに上屋も含めて外出しにして2基にすると、1億2,000万円程度かかるのではないかと、そんなような本当の概算でありますけれども、見積もりが出されているところでもあります。そういった金額のこともありますし、現在、総合計画を策定している中でですね、この部分については検討材料として議論をしてもらえればと、そんなふうに思っているところでございます。当分の間は、皆様方に不安の部分やご不便をかける部分があるかと思いますけれどもご容赦をいただきたいと、そんなふうに考えてございます。

指定管理者制度に関わる協定書の開示につきましては、今年の第1回の臨時会、1月30日開催で議決をいただきまして、協定書の締結につきましては4月1日付けでそれぞれ行っているところでございます。課題はあるわけでありまして、指定管理者の皆さんのご努力によりまして、各施設とも施設運営が進められているところということで報告を受けております。先ほど言いました情報を共有するところから考えますと、ご提示が遅れてしまいましたことは大変申し訳なく、その情報共有というところから逸脱しているということで、私の指示、徹底も含めて十分ではないということで反省を申し上げ、関係する各常任委員会にですね、早急に協定書の内容についてご提示を申し上げ、説明をさせていただく機会をいただきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、地球温暖化の関係につきましては、3月に別な議員の方からのご質問もいただきました。1997年に京都議定書が採択されまして、1990年レベルから6%削減をするという目標が日本に定められた目標となっております。

各市町村では、市町村における実行計画というものを策定することが義務づけられているわけですが、5月21日付けの北海道新聞でも道内では7割以上の市町村が未策定であると、本町もこの中に入るわけであります。管内では、3市と清里、湧別の5市町が策定をしているというような状況になってございます。先の一般質問を受けた後、私の方ではまず、一つには町としてつくる策定の計画について指示をいたしました。それは行政として、町つまり職場というのでしょうか、そういうところでいかにそういう削減をしていくかということになる、その目標をつくるうということでありますけれども、それだけではですね、町民に広く浸透をするというところにまだまだ立ち行かないわけでありますので、町民の皆さんにもその地球温暖化というものをしっかりとご理解いただいた中で取り組みをおのの展開していただけるような、そんな広報への掲載ということを考えて、担当には指示をいたしましたところであります。まだ実際には、広報の記事、きのうも別なご質問でありましたように、課題が多くてなかなかそのところまで行っていないのが正直なところでなんですけれども、そういうような指示をしている状況にあります。5月の21日の新聞報道もありましたし、サミット等の開催というようなことが、地球温暖化防止が主議題になるのであろうというようなこともあります。その中で私ども北海道の市町村として果たすべき役割、また法律から見て定めなければならない義務がありますので、この実行計画について早急に策定をしたいということで指示をしたところでございます。

続きまして、農協との協議でございますけれども、去る3月の議会以降、東藻琴農協のトップ、さらには女満別農協のトップと私を含め懇談をする機会を設定し、実施をいたしました。その中で女満別、東藻琴の合併についての話題もありましたけれども、今こういう中でおのの組織として決定をした中で進んできている状況では、さらにそのネジを逆に戻してですね、さらに二つで行うということについては、今時点では難しいと、無理であると、そのようなお話を承ったところであります。私は公式的にと言いましょうか、3者であったのは、この1回であるというふうに思っておりますけれども、その後、東藻琴農協の組合長、常勤の専務、さらには女満別の組合長などと事あるときになるべく私からも会話をして町の情報をお伝えをしたり、また今の各農協の状況についてですね、お聞かせをいただくという機会をつくるように努力をしております。先日は、東藻琴農協の専務さんとその後の合併の協議について、どのような状況で進んでいるかということについてもお聞きをしました。10月には合併総会を実施をしたいということで取り組んでいるというような旨のお話があったというふうに思っております。

また、先ほど副町長が中座をいたしましたけれども、本日開催されております女満別総合家畜品評会と。昨年でもですね、この6月の定例会の時期に重なりお叱りを受けたにもかかわらず、今年もまた、私どもが主催者の一人であるのにもかかわらず重なってしまったということで、弁解の余地もなくただここは十分不徹底であったと、これはお詫びを申し上げなければならないと、そんなふうに考えてございます。さらに農協にも、こういうことについては事前に十分日程調整等を行っていただくように、私どもからもまた連絡をするようにですね、そんなことでお話は改めてさせていただいたところでございます。

また、案内標識等についてもご質問がございました。昨年6月にですね、女満別地区、東藻琴地区に設置されている路線標識町名につきましては、大空町もしくは町道という形で直させていただきました。しかしながらその他にですね、教育関係の標語等の看板でありますとか、表示、また商工や観光の関係の表示、さらには交通安全や道路標識、防犯等の関係のもの、もろもろですね、いろんなところにいろんな方々はその目的を達成するために看板設置をしていただいておりますけれども、その中に女満別町、東藻琴村といわれた看板の類が数多くまだ残っていたのが現状であります。私も町内をいろいろ見たときにですね、正直申し上げまして、あるのは私自身承知をしておりました。ただこれは、私の認識の低さといいいましょいか、浅さということで、随時必要に応じて替えていくというようなことでいいのではないかと、そのような認識を当初持っていたのは正直なところであります。しかしながら町民の方々から、今回のご質問もあったように、町が変わったのであるのであれば、早急に直すことの方がいいのではないかとというようなご意見も寄せられております。そんな関係からですね、これら関係するようなものについてですね、随時、できるものからなるべく早い対応でですね、新しい町名に直していくということに努力をさせていただきたいというふうに思います。そんな中で新しいまちづくりの統一性といいいましょいか、融合というものがこういうものからですね、図られれば大変ありがたいなと、そんなふうに今考えを改めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思いますし、またお気づきの点があればご指導いただきたいということを申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは私の方から、小島議員からご質問のありました人材バンクと学校評議員制度についてご答弁を申し上げたいとこのように思います。

まず、人材バンクについてでございますが、議員からもただ今ご指摘ありましたように、合併前の女満別町、それから東藻琴村でそれぞれ執り行われていた人材バンクをですね、合併になりまして大空町生涯学習リーダーネット、略称まなびーネットということで立ち上げて動いてございます。しかし、平成18年度はそれまで登録していただいた方々をそれぞれまた引き継いでですね、実際作業を進めていたのでありますが、現在のところ個人が22項目で19人、団体が8項目で7団体、行政関係が10項目で5組織、そしてボランティア関係で4項目3組織の方々に登録をいただいております。しかしこれは、過去からの登録の引継ぎということでありまして、平成18年度は十分な広報、募集等の活動がなされなかったために、平成18年度は新規での登録がなかったということで、担当する者として大いに反省をしているところでございますし、18年度の社会教育事業の評価におきましても、この人材バンクの事業が最低の評価になったということで、今年度はその辺を大いに反省をして、今年度の重点課題として今後取り組んでまいりたいとこのように思っているところでございます。登録されていた方々の活用の状況ですが、周知PR等が不十分であったと、対話と協働の精神に照らしてみるとですね、不十分ではあったのですが、18年度

の利用については、スキー実技指導で2件、ハッカの蒸留体験指導で1件、合計3件4人の方々が指導に当たっておられるという状況でございます。今後この辺について十分広報活動をし、町民の方々に周知をして地域におられます有意な人材の方々の登録を積極的に進めてですね、共に学び合う、教え合う学習指導者情報提供のシステムについてですね、しっかりしてまいりたいとこのように思っているところでございますので、今後ともご指導等を賜りたいとこのように存じます。

続きまして、学校評議員制度でございますが、この制度はご承知のように学校教育法の施行規則の一部改正によりまして、平成14年4月1日に導入されました新しい制度でございます。このかつての女満別町、東藻琴村時代におきましてはですね、網走ブロック各市町村の制度導入に関して共同歩調を取ろうということになっておりまして、平成16年度にそれぞれ学校管理規則の一部を改正して評議員設置要綱を制定し、同年から導入し、そして大空町に引き継いでいるところでございます。ご承知のようにこれら評議員の具体的な活動としてはですね、保護者や地域住民の意向を把握して反映させると、その協力を得ると。そして学校運営状況等をお知らせしてですね、学校運営に関する説明責任を保護者や地域住民に果たしていくと。そういう目的を持ってですね、校長のアドバイザーとして設置されているということでございます。先ほどのご質問中にもございましたように、外部評価の重要な一役ということで、昨年度、文部科学省から出されました義務教育における学校の評価のガイドラインの中におきまして、改めてそのことがですね、学校評議員の外部評価者としての位置づけということが強化されたこともありましてですね、そのように取り組んでいるところでございます。

町としての取り組みでございますが、校長からですね、推薦のあった方々について、教育委員会が一年の任期で委嘱をしております。現在の学校の状況ですが、女満別小学校3名、豊住小学校2名、東藻琴小学校3名、女満別中学校3名、東藻琴中学校3名、東藻琴高等学校5名の計19名の方々に委嘱をさせていただいているところであります。町としてはですね、この方々に春に一同にお集まりをいただきまして委嘱状を交付した後、各学校長から自校のその年の重点教育目標や重点経営方針の説明をいただいた後、開かれた学校づくりの観点からですね、相互に意見交流をしてですね、それぞれ学校運営に役立っていくようにしているところでありまして、また日常的にはですね、学校に出向いていただいて校長に意見を述べたり、あるいは校長がそれぞれ評議員の方々の自宅に出向いてですね、個々意見交流をしたりしているところでございます。その中で交流した意見等についてはですね、記録をして学校運営の資料として、代々校長に引き継いでいくと。こういう内部的なシステムにもなっております。その他各学校では、入学式、運動会、学芸会、卒業式等ですね、各種学校行事に案内を差し上げてですね、ご参加をいただいてその都度行事等についての感想を校長に直接伝えていただいているという状況でございます。この先ほど指摘のありました外部評価ということにつきましてですね、まだ十分なところに至っていないのですが、東藻琴高等学校についてはですね、学校評議員の方々を評価員にして外部評価表を作成してですね、きちっと評価をいただいている。平成18年度にそういう実績を提出いただいているところであります。あるいは日常的に毎月一回行われておりま

す園長校長会議の席上で、それぞれの他の学校の評議員の方々の意見等もですね、参考を提供をしていただいとお互いに交流しているところでございます。評議員の方々は学校ボランティアということで、保険の加入のみですね、報酬支給のない無償のボランティアとしてご活躍をいただいているということで、いろいろな意味で学校が活性化をし、地域に開かれていき、あるいは校長の良きアドバイザーとしてですね、今後とも十分に活躍をしていただけるように教育委員会としても支援指導等をしてまいりたいと、このように思っております。

以上、申し上げまして一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大変懇切丁寧にそれぞれ私の長きにわたる通告の内容についてご答弁をいただきました。町長からは特にですね、理念と戦略的な課題、職員の意識問題等々については、ほぼ私と共有できる内容でございました。ただ、副町長については今後いろいろとあるとは思いますが、別に助役から副町長になったから言うわけではありませんが二人いるわけですね、合併とかけてその経過も存在しているわけでありますが、もう少し頑張っていただかなければいけないという印象を持っております。町長の答弁にもあった各課との連携調整は、全体的な私の言葉では前線指揮官ですね。もう少し職員の仕事の状況の把握だとか、あるいはそういうことについての点検だとかですね、きっちりやっていただかないといささか町長の答弁だけでいいのかなという心配を持っておりますので、できればそれぞれ決意表明じゃないのですが副町長二人から何か考えがあればお聞かせ願いたいと、このように思う次第であります。

具体的な例示されたものにつきましては、火葬場については、それぞれ具体的に中身については申し上げますけれども、いろいろと検討していただくということでございますので、一つ付け加えておきますが地域経済の視点を持ってもらいたいのですよね。担当者は火葬場の炉の管理といいますか葬祭場の管理だけが問題であるという観点ではなくてですね、葬祭場が一つしかないわけですから、そこで行われる行為というのは人生の最終的なですね、セレモニーということでもありますし、同時にまた、そのことによってもたらされる地域経済効果というものも現実には存在しているのですよ。そういうことをですね、自分の仕事と関係のないというふうには思わないでですね、やっぱり思いをいたすと言いますかね、地域経済に対して当然調整が不能であったという件も出ましたけれども、それ以外には自己都合によるということですが状況を見ると無理だから他へ行くというケースもあるわけですね。そのことが結果的にもたらされるいうならば経済的損失ということもあります。それから詳しく申し上げたくはないのでありますけれども、これは私どもも聞いているうちに良くわかってきたのでありますけれども、漠然と知っていたことであります。町外において火葬を行うということに伴うですね、大空町町外火葬場使用料助成金交付要綱と。旧東藻琴村時代からあったのかどうか私は承知いたしておりませんが、こういう要綱もあると聞いてわかりました。担当者からも説明をいただきました。ところがこのことについ

ては住民広報とかPRも行われていないように私は思います。間違っていれば正していただきたいのでありますけれども。私個人から申し上げますと、所管でもございますがこの交付要綱の存在も知りませんでした。後ほど関連もありますからそのくらいでとどめておきますが、指定管理者制度については6月15日付けをもって議長宛にこのように届いております。町長の答弁にはございませんでした。今頃なんていうことは申し上げません。私もよく内容を精査させていただきたいと思います。今回の質問にはふさわしくありませんので申し上げますが、ただ一つだけ付け加えさせていただきます。残念なことにこれは1月30日の議決に伴う施設に関する協定書の資料でございます。既にご承知のとおり昨年の第4回臨時会、8月28日。第4回が正解かどうかわかりませんが、女満別地域振興会館、東藻琴農業振興センター、メルヘン公園、この3件についてはいまだ未提出というふうに解釈してよろしいのでしょうか。これは何か意味があるのか、もしかしたら別な機会に提示されているのであれば、私の誤りでございますのでこのことについてもお聞かせ願いたいと思う次第であります。

その3としての地球温暖化防止のことにつきましては、町長が早急に策定しなければいけないという見解に立ったということで、それで結構でございます。

その4といたしまして、農協との協議調整につきましても、私の提案である農政としての一本化を目指した東藻琴と女満別両JAの合併が一番いい形かなと思いましたが、それぞれ団体のいろいろな経緯もございますのでこれ以上申し上げることはできません。町長として積極的に努力をされた結果だろうというふうに思いますので、これはいたし方のないのかなというふうに思います。ただこれは住民の皆さんの前にもですね、町長がそういう形で動いたということが見えるということが極めて大切だという意味におきまして評価をさせていただきたいと思う次第であります。ただそれに関連をいたしまして、大空町総合家畜品評会、今日開催をされた共催であるという趣旨でございました。にもかかわらずですね、簡単に言うとどうも釈然としないわけであります。私の聞き及んでいるところでは、最初の情報は担当の係の者が農協から連絡があったものを課長に報告を怠ったかのような話もありました。半分は正しいのでしょう。ただし問題点はですね、共催という仕組みになっているものについてですね、そういう日程を定める会議に呼ばれていないということがよくわからないのですよね。だから農協には今後気をつけてくださいということを申し上げたということなのですが、どうも昨年に引き続きこういうことが行われるということは、意思疎通においてまだ不十分なものがあるばかりか、もっと別な意地悪な見方をすればですね、農協の方でそういう見方しか行政に対してしていないのかどうか。ちょっと突っ込んで大変差支えがあるのかもしれませんがお聞かせを願いたいというふうに思います。

その5として、案内標識についてであります。町長が答弁されたのは全くそのとおりでございます。私も実は支持者からよく言われていたのです、昨年からね。大空町に合併したはずだけれども、いつまで女満別町だったり東藻琴村なのだと、こういうふうによく言われていました。そのときは私もちょっと待てよと、すぐにはできないよと、順次整備されるはずだという説明をずっとしてきたのです。そしたら4月に入りましたらね、そのことを申し出た2、3の方からですね、お前女満別町内を歩

いていないのかと、歩いたことがないのかというふうに言われました。そんなふうに言われたので慌てて、まあ多少は残っているところがあるな、恐らく数箇所であろうと、まあそんな細かいことはと思いつつですね、車で回ってみました。そうしますと20数ヶ所にわたってカウントするまでにいきましたらね、自己嫌悪に陥りました、私自身が。自らが言われるまでに何も気がつかなかった、あるいは目の前にあるものを知らずに、町長も先ほどそのようにおっしゃっておいりましたけれども、見過ごしていた自分に自己嫌悪に陥ったのですよね、もう情けないなと。これ以上カウントできないと、恐らくあそこへ行けばこうなっているだろうと想像するところは遠いから行かないことにしました。12日に通告をして以来、各担当の方がお見えになったので、議会の開会前までに簡易的なものについては努力をしてくださいますということを申し上げました。その結果ですね、非常によく進んでいます、僕はそれを評価したいのです。全部は完了しておりません、私が見たところ。しかしたった4日間でもできることはできるのですよね、やればできるのです。でも気がつかなかったからできなかった。何回も同じことを言うようで申し訳ありませんが、ただ恒久的なお金のかかる処置の必要なものについてはしばらく時間がかかるだろうし、各団体との関連の問題については協議もあるでしょう。ただ時間がかかっても結構です、ここに思いをいたしてですね、優先的に物事を処理していただきたいということを申し上げておきたいのであります。ただこれは教育委員会に関係する部分でもございますから求めたいと思っているのですが、二カ所ほどミズバショウの群落地の案内板、元町遺跡の案内板、この2つについてはですね、直接案内板についての質問を過去にしておりますが、それぞれ文化財保護に関することとして私は質疑質問をさせていただいている経緯がございます。そのことを聞かれた瞬間にちょっと思いをいたせばですね、わかることがあったのではないかと。ちょっときつい言い方になりますが、文化財保護の事業が執行が少しなおざりにされているのではないかと印象を持っております。案内標識のことでそのことが露見するというか、あるいはそのことを通じて見えてくるものがあるということを申し上げておきたいのでありますから、このことについて教育長から何かお答えがあればお聞かせ願いたいと考えている次第であります。

なお、人材バンクにつきましては、教育長からそれぞれご答弁をいただきましたけれども、このことにつきましてはいろいろと反省の弁を述べられております。これもまた要綱で行っております。女満別地区の登録者がいないというふうに私は聞いております。私は、答弁にはありませんでしたけれども、直接言及はありませんが、東藻琴地区での登録メンバーのいわば自動更新といえますかね、いうことが行われていることは聞いておりますが、こういうことでは反省を述べられておりますので、改めてですね、女満別地区ではなぜできないのか。本庁が東藻琴地区にあるから目が行き届かないのか、センターではできないことなのか、社会教育主事を置いていないから問題なのか、施設管理には社会教育主事を担当させていますけれども、文化財保護に関してはいささかそういうことについてどうなのかということで、もう一度お聞かせ願いたいと思う次第であります。必要であれば、教育委員長もおられますからお答えいただければありがたいと思います。

学校評議員制度については、それぞれいろいろとお努めをいただいているというこ

とでございます。これもまた要綱で行っております。こういうことで私どもこの機会にですね、私個人の見解ですが要綱をいっぱい教えていただきました。大変恥ずかしい思いを実はしているのです。以前は例規類集その他にですね、要綱が挟まれておった時代に議員生活をやっていた経験がございます。過去3年間の間に女満別町においてもいろいろ方針が変わったようであります。大空町になってもそれが引き継がれているというふうな状態でございます。議会事務局にも要綱は常備されておられません。そのことも含めてですね、改めてお聞かせ願うことをお願いいたしまして2回目を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 副町長と私の関係でありますけれども、よく家族の中の男性と女性といひましようか、夫婦に例えられるようなことが言われますけれども、決して一夫多妻制ではないと思っております。ただ自ずとその場その場での役割というものは上手にあうんの呼吸の中で対応をしなければならないと、そんなふうにも思っています。例がちょっと適切かどうか今思いついたことで言えばですね、例えば家族の中で子どもが悪いことをしたと、母親がそれを叱ったと。父親も例えば同じ手法で叱るとですね、なかなか子どもというのはうまく育たないのかなと。例えば母親があなたは悪いことをしたと怒ったと、父親があなたは悪いことをしていないということはこれはおかしいことですが、その方向性を間違えてはいけないことだと思いますけれども、二人して例えば同じようなスタンスで怒りつけるということではなくて、一人が怒るのであれば一人は諭しながらその内容をきちんと説明をするとか、そういうような役割が家族の中にもあるのではないかなと、そんなふうにも思っています。そういうようなことでいけば町長、事務方のトップは副町長というような部分もありますけれども、その事務方のトップをまた人事管理上使っていくのもこれは私の役割というか責務だというふうに思っています。そういう中ですね、私自身のちょっと反省の部分といたしましては、私がああだこうだあまり言い過ぎる部分があるのかなと、そんなような感じも正直思うときもあります。そういう中でですね、どのようなお互いのあうんの呼吸の対応がよいのかというところがまだまだ十分ではないというようなことではないかと、そんなふうにも思います。本来、私が気がつかないところを補完していただくと、逆に副町長が十分ではないところを私が指示するというような関係をですね、早くつくっていかねば逆に周りの方々、これは部下も含めて戸惑ってしまうというようなことではないかというふうに思いますので、対外的な関係もいろいろありますけれども内部の中で私ども一体となったような中でですね、対応が取れるように努力をしてまいりたいと、そんなふうにも思っております。

火葬場の件につきましては、ご理解をいただいている部分もあるだろうというふうにも思います。結果的に1炉しかないということをご存知で町外に行かれるという場面もありますけれども、従来、例えば町外で葬儀等を行った方はそのまま町外の火葬場において火葬にふされるという場合が多かったわけでもありますけれども、逆に最近では町外で葬儀は行うわけでもありますけれども、火葬場については大空町のものを使

用するというようなことでご配慮をいただいている例も見受けられるようになりました。職員の例えば先ほど言った視点の中で欠けている部分というのはですね、短絡的に自分の仕事をいかに効率的にこなすかという部分もありますけれども、そのことが地域社会の中でどのような影響をさらにもたらすのかと。２次的効果、３次的効果というようなことをですね、常に考えていかなければならないという、このことだけではなくてその他のこともですね、あるのではないかなと。極端な例を申し上げますと、ものは安いものを買うということが基本的な原則でありますけれども、大きな視点で見たときに本末転倒な買い方になるようなそういうことも一方ではいかがかというように、そういう大きな視点といいましょうか、さまざまな視点から物事を見て仕事をするということが必要ではないかと、そんなふうに思っております。また要綱につきましてはですね、昨年６月に要綱を制定してこの取り扱いを運用を開始したということで、昨年６月の本予算に移行するときの政策予算の段階で予算づけをさせていただいて、それに合わせた要綱ということで施行させていただいたわけであります。そういった中ではですね、政策的なものとしてスタートをさせたわけですが、そのPRについては実際には広く住民の方にお知らせしたという経過はなかったというのが現実であります。窓口に来られた方についてお知らせをしたというところにとどまっていると、というような状況でございました。実際に葬儀を取り仕切る関係の方々等にもですね、伝わるようにしていきたいというふうに思います。

また、指定管理者にかかる協定書の部分については、１月３０日議決分につきましては遅くなりましたけれども既にお手元に配布をさせていただいたと。その他昨年度議決をいただきましたメルヘン公園、農業振興センター、地域振興会館については、これも先ほどの火葬場のもう少し大きい視点で見て、次のことを考えて行動に移さなければならぬというところが欠けていたということであります。単に議決をいただいた分についてはまずはお渡しをしたということでありますけれども、決して特別な理由があるのではなくて失念をした中でこの部分についてお手元に届いていないということでありますので、既にお手元に届いている分を含めまして本日中にですね、皆様のお手元に行くように手配をさせていただきたいと、そのように思います。

農協の関係でありますけれども、これについてはですね、言われるとおりでございます。先ほど私と副町長の関係を申しましたが、その下にはまだ課長、課長補佐、係長、係員といます。そういう中の意識を同じように持たなければならぬというようなことで、その連携というものも極めて重要だと、私などはいろいろな指示をしますときに担当の課長だけではなくて、副町長、課長、補佐、係長、係員まで一堂に呼んでですね、同じ内容の情報が同じように伝わるようにということについて配慮している部分もあります。しかし先ほども言いましたように全てにそのところまで至っていないということでありますので、この点についてはですね、課の中の情報というものもまずしっかりと伝わるようにしていきたいというふうに思います。

また、このことのお話がありました折にですね、女満別農協の組合長からもですね、私とお話をしましたときにこの問題についてのお詫びといいましょうか、農協としても配慮が足りなかったというようなことのお話をいただきました。私の方も先ほど申しましたように、今後これに限らずいろいろなものがあるであろうというようなこと

ろで、私どもも情報を発信しますので農協の方もですね、コンクリートにする前にお互いにキャッチボールをして決めさせていただきたいというようにお話をしたところでございます。

看板につきましてはですね、自動車でも私も走るときもありますし、町の中をうろろと歩いているときもありますので、私の方がもっと小島議員より性質が悪くてですね、私はある程度変わっていないのを承知しておりました。正直に申し上げまして。何となくやり過ごしていたということではなくて、ここもなるべく早く換えた方が本当はいいなというふうに思いながら、まだ少しの時間をかけて直していけばいいのかなと、先ほどもいいましたように認識の甘さ、浅さ、低さということが招いたことと思っておりますので、考え方を改めまして順次早い時期に換えていけるようにですね、取り組んでいきたいと思ひますし、中には物理的に少し時間のかかるものも出てきます。常に全てのものが解消されたかどうかということを確認する意識を持って取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

さらに全体的な話として、要綱の話が出てきたかと思ひますけれども、過去、女満別町時代、東藻琴村時代には例規類集がペーパーとして書籍として保存されておまして、その中に要綱なども載っていたものもありました。しかしですね、その辺りが非常に不統一で載っているもの載っていないもの、過去の例を言つて大変恐縮なのですが、中には総務課で内容を承知していなかった存在を承知していなかった要綱が課に存在すると、数十年前から伝わっていると、そういうようなものもあったのが現実でありました。この合併を機にそういったものを一元的に管理をするということで整理をいたしました。その折にどのような形にするかというような中で、ペーパーとして例規類集とするものは条例規則というような形にしようではないかというようなことで、合併協議の中でそういうふうな形を決めてですね、今回の例規類集というような形になったということでございます。そういった意味からいけばですね、それ以外の決まりごとという部分についてはですね、役場の内部的なところで今情報が行き来しているというところとどまっているというようなことで、実態としてはそういうような状況になっているということでございます。

以上、とりあえず2回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは2回目のご答弁をさせていただきたいと思ひます。まず文化財関係についてですね、執行がなおざりになっているのではないかとご指摘でございました。昨年度、小島議員から2回ほど文化財関係の一般質問をいただいて、そのときにですね、今ご指摘を受けたようにピンと頭に立ち上げて行動におこせばよかったと今反省をしているところでございますが、関連するものが委員会関係もいくつかございますので、これは共同で看板を設置しているものもあったりしていますので、関係のする行政機関や民間の団体等ともですね、詰めながらできるだけ迅速に対応してまいりたいと、すぐにできるものはすぐにと、協議を経てというものについては多少お時間をいただきながら対応してまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきました。

いと思います。

それから人材バンクのことですが、女満別町時代のことを申し上げますと、立ち上げてですね、当時の広報パナクシュベツを使って平成17年5月、6月、7月の3ヶ月間募集をかけました。しかし応募される方が0人であったということで、結局平成17年度は0人のまま平成18年度大空町に女満別地区の場合は引き継いだということで、その後ですね、先ほども社会教育事業評価の中で指摘を受け、反省も大変厳しかったのでありますが、そこら辺が不十分であってですね、18年度の公募も不行き届きであったということで、これは、センター、事務所が本庁ということではなくて、仕事をする私どものスタンスとしての不行き届きと、至らなさということで十分反省をしてですね、19年度取り組んでまいりたいと思いますので改めてですね、ご理解とご指導をいただきたいと、このように存じます。

学校評議員に関わる要綱については、今町長からも答弁がございましたので、そうした折りにですね、あわせて集約できるような形で整えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大変長時間にわたって申し訳ございません。最後の質問ということで7分ありますけれども手短に申し上げます。

すべて謝っていただいたって言ったら失礼なのですがけれども、指摘して謝ってもらいたくてやっていたわけではございません決して。重箱の隅論もやりたくはありません。今後対話と協働についてはですね、町長がおっしゃったように心してですね、進めていただきたいと思っております。

特に最後に申し上げますが、案内標識等についてはですね、私も不感症といいますか気がつかなかったというか、気がついてあまりピンとこなかったというかそういう問題がございますけれども、観光客の方なんかも相当おられるのですよね。そうすると39号線なんか、こちら女満別町役場とこうなっているのですよね。そして道道にいくと女満別町図書館がこちらということになっているのですよ。だからその辺のことを聞きますとどうも道路管理者のものではなくて女満別町が立てたという話も聞いております。こういうことも含めてですね、きちんと整理をしてもらいたいということをもう一度申し上げておきたいと思います。なるべく早い機会にですね、お金はかかるでしょうけれども。

それから教育長から、ミズバショウの案内板、元町遺跡等についてお話がありました。関係団体があるのは承知しております。例えば元町遺跡については、女満別町、女満別町教育委員会、女満別町郷土保証会ですか。鈴木課長には実は申し上げたのですが、女満別町郷土保証会なるものが会長が誰だか知っていますかということも聞きました。別な答えがいろいろあったのでありますけれども、そういうことを私は実は申し上げて、答弁には出てはおりますけれどもね。そもそもそこの接触だとか、そういう民間団体を大事にしてですね、役割を果たしていただく。まさに協働ですよ、文化財保護における。そういうことがそもそもできていないからこそ、そういう結果

になっているのだから、それを再度申し上げておきたいと思いますし、あまりしつこくなりますからこれ以上は言いません。それから要綱については提案なのでありますけれども、少なくともですね、議会には要綱の綴りを一つ、一冊、お金がかかるという話も担当課長からちょっと、総務課長がそれに類したようなことを、個人的にはコストの面もある、加除もあれも大変だ。というようなお話もちょっとお伺いしたいきさつもあります。要綱集として最低でも一冊きちんとまとめたものがあつたら、これでいいのではないかと思うのですよね。私はですよ。あるいは一覧表で要綱の目差しリストをきちんと渡していただく。必要であれば資料を請求すればすぐ出るよというような形にさせていただきたいということを最後に申し上げて、答弁をいただいてそれで終わりいたします。ありがとうございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 項目は多様にわたっておりましてけれども、先ほど言った情報を共有しているかさらには組織的にですね、十分対話が醸成されているかというようなこと、さらには一つを聞いてさらにその大きな目でいろいろな視点から物事を判断する。そういう訓練ができているかというようなことに対する今回のご質問ではなかったかと、そういうふうに思います。改めて身を正しながら自分のやってきた行動、さらには組織のあり方というものを問いただして、また今後取り組んでまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導を賜りたいと思います。

案内看板につきましては、町内の方々は逆に言うと、別な見方をすると名前がそのままだとわかっている部分があるのかもしれませんが。しかし先ほどの前節のご質問にもありましたように、新しい大空町になってそれをPRしていく、さらには町民の方々の意識というようなことまでを含めて考えますと、こういうようなものの改訂といましようか、やり直しというようなところはなるべく早めにした方が、人々の気持ちというものを落ち着かせることにつながるのではないかと、そんなふうにも思います。

また、教育委員会の方に話がありましたけれども、連名で書いてあるような看板があります。当然、個別の団体の名前を変えろというような話ではありませんで、一緒に書いてありますわが町のもしくは、わが町の冠のふされた教育委員会の名前のものがきちんとなっていないということでありますので、それはその協議を申し上げるというよりはですね、お伝えを申し上げて私どものところだけでもすぐさま直すというような姿勢が必要ではないかと。その折に相手といたしましようか関係する団体も、ではそのときにこういうふうにつくり直してほしいとか、つくり直そうじゃないかというような話が出れば、またその中で対応すればいいのではないのかなというふうに思いますので、そこは教育委員会だけの問題ではなくて、その他の関係団体と連名で記載してある看板もありますので、そういうような対応の中でですね、進めさせていただきたいというふうに思います。

要綱につきましてはですね、まずどのような要綱等があるのかということで、先ほどその部分が十分伝わってなくて知らなかったというようなこと。こういうことも言えば、情報の共有というところから逸脱しているといいたしましようか、かけ離れてしま

った部分もありますので、まずはこういう要綱表題集というのでしょうか、そういうものについては議員各位にまずお配りをさせていただきたいと。その後どのような形がいいのかということについては、内部でもう一度持ち帰りまして検討させていただいて対応したいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思いますし、また今後ともご指導をいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 看板等に関わつての団体との関わりですが、ご指導いただきましたように1を聞いて、10までは行かないにしても2、3に気を延ばして対応するような形で、今後職員ともども対処してまいりたいと、このように思いますのでどうぞよろしくご理解とご指導を賜りたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。
ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時。

休憩 午後 0時06分
再開 午後 1時06分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第38号

◇議 長 日程第3、議案第38号 町道路線の認定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第３８号 町道路線の認定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第３８号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第３９号

- ◇議 長 日程第４、議案第３９号 町有建物火災に関する和解についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

- ◇福祉課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第３９号 町有建物火災に関する和解についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第３９号 町有建物火災に関する和解については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４０号

- ◇議 長 日程第５、議案第４０号 大空町民の誓いの制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

- ◇町 長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 大空町民の誓いの制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 大空町民の誓いの制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号

◇議 長 日程第6、議案第41号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第41号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号

◇議 長 日程第7、議案第42号 大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 今、十分な説明があったようにも聞こえたのですけれども、この参考資料の全文を読んでいただいたんですけども、この規則で定めるディスポーザーの排水処理システムを要する場合と、それはその限りではない、ということですが、その規則で定めるといのは、その規則はどのような規則になっているのか、そしてどのような仕組みにそのディスポーザーを本来は使ってはいけません、という規制だと思えますけれども。しかしながら規則で定めるディスポーザーを排水処理システムはいいよ、というところはちょっと非常にあいまいなのかな、というふうに聞こえるんだけどね、そのへん住民にもよくわかるようにもう一度説明をしていただきたい、というふうに思います。

◇議 長 建設課長

◇建設課長 説明が不足で大変申し訳ございません。あの、条例改正にあたり、このように書いてございますので、当然規則、要綱についてもお示しできれば良かったのですけれども、今回つけておりませんけれども、これにつきましては、広報する際にはお示ししたいと思っております。それで、先ほどの引用でございますけれども、規則で定めるディスポーザー排水処理システム等を利用する場合ですが、これにつきましては、規則で当然定めてございまして、これには適合評価品の使用というのがございます。これは、2つございまして、1つ目は、社会法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザー排水処理システムに関する性能基準に適合する配管設備として同協会が公表している評価機関が評価した製品、2つ目が建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法の規定に基づく配管設備として建設大臣が認定した製品、ということで説明してもちょっと分かりにくいと思うのですけれども、ディスポーザー排水処理システム等につきましては、使っていいものがございます。それには、生物処理タイプというものと機械処理タイプというものの2つがございます。この選別するタイプでございますけれども、ディスポーザーで粉碎した生ごみと排水処理槽、こういったもので処理して排泄するため、鉄水管のずれが処理水が下水道、施設の機能にほとんど及ばないということでございまして、このシステムを生物処理タイプを設置する際には当然使用者が保守点検や汚泥の処理といったことが義務付けられます。また、機械処理タイプでございますけれども、これはですねディスポーザーで粉碎した生ごみを、固形物を水分に分けて分離すると、水分についてはそのまま下水に流すと、固形物については乾燥処理されたものは可燃ゴミへと出すこと、ということになります。これについてもシステム

の設置の際には、使用者が保守点検などを維持管理をしなければならないということとございまして、それぞれメーカーによって違いがありますので、そういったものを付ける際には建設課のほうに届けていただいてですねこちらの方で個々に審査をしてそれから対応したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４２号 大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４２号 大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第４３号

◇議 長 日程第８、議案第４３号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第４３号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 報告第２号

◇議 長 日程第９、報告第２号 平成１８年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで平成１８年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況については終わります。

◎日程第１０ 報告第３号

◇議 長 日程第１０、報告第３号 平成１８年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで平成１８年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第１１ 報告第４号

◇議 長 日程第１１、報告第４号 平成１８年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで平成18年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第12 報告第5号

◇議 長 日程第12、報告第5号 平成18年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配布しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成18年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第13 報告第6号

◇議 長 日程第13、報告第6号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 第2回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と決意を申し上げたいと存じます。

一般質問を通じまして、職員、私も含めて元気のない部分があるのではないかと、また仕事が滞って遅いというようなご指摘もいただきました。

5月は非常に低温続きということでなかなか硬直して体が動かなかった部分があるかなと、そんな反省もいたしております。6月になって好天が続いております。そんな中ですね、思いっきりまたこれから皆さん方の負託に応えられるように仕事をしたいと、そんなふうに思っておりますので今後ともご指導いただければというふうに思います。

今回も一般質問等を通じまして、多くのことをお約束をさせていただきました。先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、町民の方々と私どもがお約束をさせていただいたという視点に立ってですね、早急に取り組みを開始したいというふうに思います。

短絡的にならず、平面的にならず、もっと奥行きを持った視点で物事を見ながら取り進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

なお、本会議終了後になりますけれども、議員協議会の開催についてご配慮を賜りましてありがとうございます。その中で報告事項等をお願いしたいというふうに思いますので、お疲れのところ恐縮に存じますが、お足運びいただければ幸いと存じます。ありがとうございました。

◇議 長 平成19年第2回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時15分